

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (八)   |
| Sub Title        | The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (8)  |
| Author           | 手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1972  |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.4 (1972. 4) ,p.60- 92   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 資料  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720415-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720415-0060</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(八)

手塚 豊

一 はしがき

二 各不敬罪事件

○森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件 ……以上第四四卷七号

○下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島專平事件 ……以上第四四卷八号

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞二事件 ……以上第四四卷九号

○門田平三事件 ……以上第四四卷一〇号

○山田島吉事件 ……以上第四四卷一一号

○田中才次郎事件 ○門野又蔵事件 ……以上第四四卷一二号  
○鶴見由次郎事件 後藤勉事件 ○稻倉儀三郎事件 ……以上第四五卷一

号  
○有田真平、志賀広吉、寺田俊吾事件 ○小松涉事件 ……以上本号

○有田真平、志賀広吉、寺田俊吾事件

明治十六年六月二十日から三日間、新潟日日新聞の社説欄に掲載

された有田真平の投書「王室の尊榮と人民の幸福云々」の内容の一部が、推古天皇を侮辱したと認定され、有田のみならず、編集人志賀広吉、印刷人寺田俊吾の三名が不敬罪に問われた事件である。

新潟日日新聞は、明治十五年八月、里村太利によつて創刊され、紙面に挿絵を入れるなどして新鮮味を出し、一時は新潟新聞と並び称せられたこともあるという<sup>(1)</sup>。しかし、現在、有田投書を掲載した同新聞は、私の知る限りにおいてどこにも所蔵されていないので、問題になつた投書の全文をみることは、残念ながらできない。有田に対する新潟軽罪裁判所の判決書においても「孱弱無智ノ婦女子トアル人皇三十四代ニ当ラセ玉フ推古天皇ヲ指シタル評語ニシテ云々」(後掲第一審判決書参照)とあるのみで、この判決書からでは、問題になつた文章の概略を知ることは不可能である。ただ、明治十六年九月十一日・東京横浜毎日新聞の社説「王室ノ事ヲ記スル者ハ何ヲ以テ不敬罪ヲ免レン乎(二)」の中に、有田投書の当該箇所の一節を引用しているので、問題になつた字句の前後の部分は判明す

る。次の通りである。

我朝三十三代崇峻帝ノ御宇ニ当テヤ、蘇我馬子擅マ、ニ政權ヲ握リ、王室ノ尊榮ヲ保ツニ非ラス、唯一己レ一種族ノ榮利ヲ謀ラント欲スルニアルノミ。而シテ其甚シキニ至テハ、東漢駒ノ手ヲ藉テ主上ヲ弑シ奉リ、又從テ之ヲ殺シ、更ニ孱弱無智ノ婦女子ヲ立テ政權ヲ壟断スルカ如キハ惡ミテモ尚余リアル事ドモナリ。

崇峻天皇の五年十一月、蘇我馬子が東漢駒に崇峻天皇を暗殺させ、次いでその東漢駒を殺し、推古天皇を擁立した史実は、日本書紀卷二十一に記載するところで、当時の識者の間にもかなり知られていたことと思われるが、有田がそのことを述べるに当り、推古天皇を指して「孱弱無智ノ婦女子」と呼んだ点が「不敬ノ所為」とみなされたのである。

前に述べたごとく、問題になつた新聞の発行日は、六月二十日であるが、その後、警察が告発したのか、それとも検察官が直接捜査を始めたのかはわからないが、新潟始審裁判所の須藤検事補が、新潟日日新聞社へ赴き、印刷人寺田俊吾を逮捕したのは、七月十日であった。翌十一日、新潟新聞は、次のごとく報道している。<sup>(3)</sup>

新潟日日新聞の仮持主兼印刷人寺田俊吾、仮編輯人志賀広吉の両氏は、去月二十日の同新聞社説「王室ノ尊榮ト人民ノ幸福トハ兩立セシメザル可カラズ」と題せし有田真平氏の寄送に係りし論文は、皇室に對し不敬の嫌ありとて、昨日午前九時頃、当輕罪裁判所檢事補須藤楓氏が、牛込染吉氏を附屬とし巡查一名を随へ、同社へ出張せられ、志賀氏はまだ出社せざりしに付、寺田氏を拘

引され、尚印刷器を差止る旨申度されたりと。

ついで同日、志賀も逮捕された。<sup>(4)</sup>当時、新潟日日新聞は頻々と筆禍事件があり、その度毎に編集人は交代しており、志賀は六月二十日すなわち問題になつた新聞の発行日から編集人になつたのである。<sup>(5)</sup>名目上の編集人であろう。

執筆者の有田真平は、確かな日は不明であるが、佐渡で逮捕され、七月十七日に新潟に護送され、十八、十九の両日、新潟輕罪裁判所檢事補泉二郎の取調をうけた。<sup>(6)</sup>

新潟輕罪裁判所の判決書の中には、予審調書云々の記載がないから(後掲第一審判決書参照)、検察官は事件を現行犯として取扱ひ、予審を省略したものと思われる。<sup>(7)</sup>(治罪法第二〇九条)。

新潟輕罪裁判所の公判は、八月二十日から二十三日まで四日間行わたつて行われた。裁判長は鈴木政五郎、立会検察官は檢事補泉二郎、弁護人は、有田については桑田房吉、寺田については長野昌秀、志賀については稲岡嘉七郎であつた。

この対審で、被告および弁護人と検察官との間に争われたのは、次の点である(後掲傍聴筆記・本誌七三頁以下参照)。

一 有田は、投書の内、問題になつた個所の主旨は、尊王愛國の精神を以て、奸賊蘇我の馬子を筆誅せんとしたもので、全く不敬の意味はない。字句の点からみても「孱弱トハ単ニ其人ノ體質ヲ評ルトキニ用ウル字面ニシテ」推古帝ヲ指シテ孱弱ト云ヒタルハ、帝ノ體質如何ヲ評シタルモノニテ、其精神ヲ臆測シテ人物ヲ品評シタルニアラズ、「又無智トハ精神知覚所謂ル魯

愚人ト云フトハ、大ニ其意ヲ異ニス、智トハ時機ヲ察シテ、巧ニ能ク事ヲ処弁スル意ニシテ、知覚ナント云フニアラス、是レ私見ニアラズ、字典等ニ就テモ判然トシテ明カナリ」(句読点・手塚以下同じ)と主張した。有田の弁護人桑田は、有田の見解を支持すると共に、「抑被告有田眞平の孱弱無智ノ婦女子云々ト記シタルモノハ、被告カ推古帝ヲ評論シタルニアラスシテ、奸賊蘇我馬子ノ思想ヲ藉テ此ニ之ヲ露ハシタルモノナリ、若シ被告カ書意アリ、自ラ好テ評シタルナラハ如何ニモ不敬ノ罪アルヘキモ、左ハアラスシテ馬子カ心中ニ浮ヘル所ヲ藉リ来ルモノナレハ……其心行キヲ筆ニ露ハスニ於テ、何ノ罪カアル」と弁護した。裁判長が有田に対し「其方ガ孱弱無智ノ婦女子ノ解積ト弁護人ノ解トハ違フ所アリ」と聞いたのに対し、有田は「否ナ違フコトナシ、馬子ノ精神ヲ写シテ、カノ文字ヲ出シタルモノナリ」すなわち「崇峻帝ヨリ多少ノ劣<sup>(まじ)</sup>ラセ玉フ所ノ推古帝ヲ立タルハ、馬子ガ奸悪ヲ逞フセントノ胸算ナレハ、其心行キヲ写シテ孱弱云々ト云ヘリ、私ガ故造シテ評シタルニアラズ、故ニ弁護人ノ申ス所ノ瑣々ノ徑庭タモナシ」と答へ、桑田の発言を肯定した。これに対し、裁判長は「其方ガ孱弱云々ト信シテ直接ニ推古帝ヲ評シタルニアラサルコトヲ、拙者ハ明了ニシ置ネハナラス」と述べている。新聞記者の傍聴筆記であるから、発言内容を正確に伝えたかどうかの点で多少の疑問もあるが、裁判長のこの発言は、非常にふくみのあるもののように思われる。

検察官は、有田の弁解は「牽強附会ノ甚シキモノ」で、とくに「緊要ト認ムルハ無智ノ二字ニアリ」とし、「無智トシ云ヘハ、即チ愚蒙ナリ、馬鹿ナリト毫モ異ナルコトナシ、…眞平ハ恐レ多クモ推古帝ヲ評シ奉リテ無智ト云フモノハ、愚蒙ナリ馬鹿ナリト云フガ如シ、是レ不敬ニアラズト云フヲ得ルカ」と反駁した。

二 弁護人桑田は、「今仮ニ一步ヲ退キ、有罪ト為シタルモ、第一百七条ニハ該当セサルモノト信ス、天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為トアルハ、現存アラセラルルノ御方ヲノミ指シタルモノニシテ、既ニ御仙遊ナリタル天皇三后皇太子ヲ指シ奉リタルニアラザルナリ」と述べ、過去の天皇に対しては、第一一七条は適用されないという見解を主張した。検察官はこれに対し「第一百七条ハ不敬ヲ加ヘタルモノニテ危害ヲ加ヘタルモノニアラサレハ、現在在ハス方ノミヲ指スモノニアラス、只不敬罪トノミアル以上ハ現存セラル、ト否トハ無論区別スルヲ得ス。先代ノ天皇三后皇太子ノ御神靈ニ向テモ、当然ノ敬礼ヲ欠キタルモノアレハ、是レ本条ニ含蓄スルハ喋々ノ弁ヲ要セス」と反論した。

三 志賀の弁護人稲岡と、寺田の弁護人長野は、本人達が罪を犯す意思のなかつたことを理由に、それぞれ無罪論を主張、とくに長野は「新潟日日新聞社ニ使用スル印刷器械ハ、前持主里村太利ヨリ借受ケタルモノニシテ同人ノ所有ニアラス、新聞紙条例ニハ他人ノ所有ニ係ルモノモ悉ク没収ストノ明文ナキ以上

ハ、無論没収セラル、ノ道理ナシ」と述べた。檢察官は、志賀、寺田は新聞紙条例第一八条により当然共犯を以て論すべきものとし、印刷器械については、同条例第三六条により「他人ヨリ借受タルト將タ所有ナルトヲ問ハス、之ヲ没収スヘキハ当然ノコト」と論告した。

對審終結後三カ月半を経過した十二月五日、新潟縣裁判所はよりやく判決言渡を行つた。<sup>(10)</sup> 裁判長は判事後藤幸操、立会檢察官は似事補蔭山政記である。判決では、有田の弁解をすべて否認し「蘇我馬子」を「筆誅センガ為メ知ラズ識ラズ言ノ不敬ニ該リタルモノニシテ故意ニ出テシニ非ラサレハ法律上不敬ノ所為ト云フヲ得ズト陳弁ストモ該文章ハ皆被告ノ心匠ヨリ結構シ来レル者ナレハ其片言隻語モ故ラニ出テタルコト論ヲ俟タス」と断定、有田に対して刑法第一一七条を適用、重禁錮十月罰金四十円監視十月の刑を宣告、また編集人志賀、印刷人寺田に対しても新聞紙条例第一八条により共犯とし、同じ第一一七条を適用、有田と同じ量刑を言渡したのである。そして、寺田に対しては、新聞紙条例第三六条による印刷器械の没収をも宣告している(後掲第一審判決書参照)。

同年十二月七日・新潟新聞は、その社説に「不敬罪事件ノ宣告」を掲げ、

審問既ニ終ルノ後、一百有余ノ日子ヲ經過シテ未タ其判決ヲ聴カザリシカバ、世上ニテハ大ニ疑惑ヲ起シ、種々ノ評語ヲ為スモノ尠ナカラザリシモ、聖天子ノ輕忽ニ定メ聲キ者アリ、特ニ皇室ニ對スル事件ニ付テハ、判官モ法律ノ明文ト一條ノ道理トニ以テ

獨立ニ判決ヲ下スコトヲ為サズ、之ヲ司法卿ニ伺ヒ出テ、其内論ヲ乞フノ内規アリトノ説ヲ聞ケリ。果シテ然ルヤ否ヲ知ラズト雖トモ、其判決ノ遅延シタル事實ヨリ之ヲ推測スレバ、判官ニモ容易ニ決シ難キ事情アリシニ相違ナカル可シト思ハル。と述べ、さらにこの判決には「古代ノ天皇」に對する不敬の所為に、刑法第一一七条を適用した点、および「犯人自己ノ所有ニ非ラスシテ他人ノ所有物ヲ借用シ」た印刷器械を、新聞紙条例第三六条によつて没収とした点に、問題があることを指摘し、「公衆ハ此判決ヲ以テ毫モ遺憾ナントスル乎、余輩ハ唯々暫ク事ヲ叙スルニ止メ、更ニ之ヲ論スルコトヲ他日ニ譲リ、試ニ公衆ノ意向ヲ問ハント欲スルノミ」と論詰している。

この新潟新聞が指摘しているごとく、判決の言渡が著しく遅延したのは、新潟縣裁判所の請訓に對し、司法省の指令<sup>(11)</sup>がおくれたためとみて、ほぼ間違ひなからう。その理由は、刑法第一一七条を古代の天皇に對する不敬行為に適用すべきや否やの点で、省内の見解が早急に決定されなかつたためと思われる。

有田事件の發生以來、この問題は識者の注意を惹き、東京の新聞界では、不適用論を主張する東京横浜毎日新聞と、条件付きで適用論を是認する東京日日新聞との間に、論争が行われた。この論争の詳しい考察は別の機会にゆずるが、ここで、両紙の社説名と掲載年月日を掲げれば、次の通りである。

○王室ノ事ヲ記スル 東京横浜毎日・明治十六年九月十日、十一者ハ何ヲ以テ不敬 日、十二日、十四日、十五日、十六日連

罪ヲ免レン乎

識。

○不敬罪ノ議

東京日・同年九月十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十四日、二十五日連載。

○不敬罪ノ疑案

東京横浜毎日・同年十月六日、七日、九日、十日、十三日、十六日、十九日、二十一日、二十五日、二十六日、二十七日連載。

○不敬罪弁妄

東京日・同年十一月五日、六日、七日、八日、九日、十日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十九日、二十一日、二十二日、二十四日、二十六日、二十七日、二十八日連載。

司法省は、こうした論争の動向をも一応注意したのであるうし、また、省内においても意見の対立があつたのかも知れない<sup>(14)</sup>。かくして司法省の指令が延び延びになつているとき、たまたま同年十一月七日、東京において東京横浜毎日の記者小松渉の不敬事件（この内容の詳細はわからないが、後醍醐天皇侮辱事件と思われる。後掲小松渉事件参看）が発生した。東京軽罪裁判所も、この事件の請訓を司法省に求めたものと思われる。相次ぐ同種の不敬罪事件の発生により、おそらく司法省はようやくその態度を決定、新潟、東京両軽罪裁判所に、歴代天皇に対する「不敬ノ所為」にも、刑法第一一七条を適用すべき旨の指令を発したものと推測される。その時期は、判決の日

から逆算して、十一月下旬の頃であろう。新潟における有田事件、東京における小松事件の判決日が期せずして同じ十二月五日であつたことは、指令の日が同じであつた結果と思われる。

有田らに対する第一審判決で、なお注意すべきは、対審公判の裁判官と判決言渡の裁判官とが別人であつた点である。すなわち、対審公判の裁判長は判事鈴木政五郎であつたが、判決言渡の裁判長は判事後藤幸操であつた。対審公判が終り、前に述べたごとく、判決言渡が延びのびになつている間に、鈴木判事は、新潟始審裁判所高田支庁長へ転出したためである<sup>(16)</sup>。

元来、治罪法では、判決の言渡は「弁論ヲ終リタル後公廷ニ於テ即時ニ之ヲ為シ又ハ次日ニ之ヲ為ス可シ」(第三二四条)と規定されており、この「次日」の意味は「翌日ニアラス其後ノ日モ又次日ナリ」と理解されていたが、要するに對審終了後、可及的速に判決言渡を行う趣旨であつた。それがため、對審公判の裁判官と、判決言渡の裁判官とが別人であるといふがごとき事態は全く予想していない。私の知る限りでは、そうした事態に對する司法省の内訓もなく、また、治罪法註解書の中にも、そうした事態に論及したもののみあたらない。しかし、治罪法が裁判は常に終始同一裁判官によつて行なわれることを立前とする以上<sup>(18)</sup>、對審公判の裁判官とは別の裁判官が、判決の言渡を行つたことは、寔に疑問の多い措置であつたといえる<sup>(19)(20)</sup>。

有田ら三氏は、第一審判決を不服として上告した。そして十二月八日、三名共に保釈を許されたのである<sup>(21)</sup>。

有田らの上告理由は、第一審公判における陳述とほとんど同じであるが、次の三点に要約できる(後掲大審院判決書参照)。

一 臆弱無智の四字は不敬の言辭ではない。  
殊に「推古天皇ヲ主格ニ為シ、皇徳ヲ不徳ニ評センコトヲ目的ト為シタルモノニアラス、姦賊馬子ヲ筆誅スルニ在リテ、其奸惡ヲ明カナラシメンカ為メ、客格ニ」(句読点・手塚以下同じ)用いたのであるから、尚更である。

二 刑法第一一七条ノ「天皇」ハ「今上天皇耳ヲ称シ奉ルモノニシテ、歴代天皇ヲ包含セシメタル法意ニアラス」

三 新聞紙条例第三六条にいう「印刷器ノ没収」ハ「犯人所有ニ係ル」ものに限らるべき筈である。

翌十七年七月九日、大審院はその上告理由は全て相立ざるものとし、上告棄却を言渡した。第一審判決をそのまま支持したのである(後掲大審院判決書参照)。

同年七月十五日・新潟新聞は、その社説「不敬罪事件の決落」において、

蓋シ大審院ハ、立法ノ精神ヲ説示スルノ衙門ニアラサルハ勿論ナリト雖モ、諸裁判所ノ上位ニ在ル最上ノ法庁ナルヲ以テ、其一判一決ハ大ニ法ヲ立タルノ精神ヲ見ルヘキモノアル也。今ヤ同院ハ新潟日日新聞ノ不敬罪事件ニ付、御歴代ノ天皇ニ対シテ不敬ノ所為アリタル者ハ、即チ今上天皇ニ反フノ意ヲ以テ第百十七条ヲ解釈セリ。吾輩ハ今ヨリ後、此意ヲ体シテ以テ皇上ニ関スルノ言辭ヲ編マントス、庶幾クハ皇室ニ関スルノ罪犯ヲ免カレンカ、世

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

人亦此意ヲ持シ、毎ニ心肝ニ銘刻シテ苟クモ皇徳ヲ傷ツクルノ徒タルコト勿レ。

と論評した。

かくして、有田らの刑は確定し、志賀は七月十八日、寺田は十九日(26)に新潟監獄に収容された。しかし、有田は郷里佐渡相川において、病氣のため相当重態であつた。それにもかかわらず、当局は強引に刑の執行を行なつたのである。同年八月十四日・新潟新聞は、その模様を、次のように報じている。

有田真平氏、同氏が佐州相川に在て病氣の事は、曾て本紙にも記せしが、病勢は、益す重りて、頭上より、額、耳、咽喉、肩先辺まで漸次に腐爛して膿汁流れ、今は漸く危篤に迫りて、医師も匕を投んとする勢ひなりし折柄、不敬罪裁判の執行を達しられければ、延期願を差出されしが聞届けられず、尚相川監獄支署へ入監を願ひ出られしかど、夫も聞き届けられず、警官は医師を伴ひ拘引に出張せしが、病床に臨み意外に重体に驚き、旅行はむづかしかるべしと其筋へ上申せられしが、是も許可せられざるより、去る九日、警察官は医師共々同氏を駕籠に乗せて相川を発せられたり。親父善吉、実弟米蔵の両氏は、其筋の許可を得て有田氏に付き添ひ、漸く去る十一日の夕刻、夷港(両津―手塚註)へ着し、便船も有りたれど、三日間駕籠に揺られて病勢は俄に増し、此まま渡海せば、本港へ安着は覚束なしと、医員よりの申立に拠り、次の便船まで猶予を聞き届けられ、次便は本日解纜の日取なれば、多分今夕は着相成るべきか、氏が不幸なるは云ふまでも無

く、現在且夕に迫りし危篤の病人を手放す親兄弟の心中、さこそと推量する。

しかし、船便による護送はさらに二日程おくれた。病状の悪化が、延期を余儀なくされたのであろう。同月十七日・同新聞は、その統報を掲げ、

有田真平氏は、昨日午前一時、佐渡、夷港解纜の汽船改進丸にて護送され、同七時、当港へ着せしが、右護送の巡查は相川警察署港分署詰の佐藤栄七氏にて、同地下大川前通四ノ町より上陸し、有田氏を駕籠に乗せ、当裁判所まで来り、夫より直ちに当監獄本署へ入監せしめられしが、其際は有田氏の実弟並に親類も付添へ行かれたり。

と述べている。寔に悲惨な処遇を行つたものといえよう。さらに同月二十六日・時事新報は、入監後の状況を次のごとく報じている。

有田真平氏、同氏が新潟の監獄本署へ至り入監せし由は、嘗て本紙上に記せしが、同氏は病勢危篤ゆえ、一週間出獄、病院に入りて療養を尽したき趣願出てし由なるが、其筋にては規則にも明文なく、且つ従来例もなきことなれば、聞届け難し、然し他府県に於て斯る例なるを見出したるときは、再び願出つべしと、懇諭の上書面を却下したりと。

当時の監獄則(明治十四年九月二十日太政官達第八一〇号)には、病院移送の制度はないが、すでに早く明治十二年八月、岩手県において、責付すべき親族もない重症の懲役囚を、内務省の認可を得て、

県立岩手医学校附属病院へ移して治療した先例はある。情報不備の時代のこととて、こうした他県先例も容易にわからなかつたのであろう。

有田は在監六ヵ月、翌十八年二月八日、遂に新潟監獄本署で獄死した。享年二十七歳である。同年二月十日、新潟新聞は、有田の逝去および葬儀の模様を、かなり詳しく報道したが、次の通りである。

罪を言論に得て、縲紲の中に在し佐州の志士有田真平氏は、一昨朝当監獄本署に於て卒せり。氏は一昨十六年十二月五日、当輕罪裁判所に於て刑法第一百七条(不敬罪事件)に拠、重禁錮十月の刑に処せられしに、其裁判を不服なりとして直に大審院へ上告せられしが、同院にては翌十七年七月九日を以て判決を下し、上告の主意は都て相立ずとて棄却せられしかば、氏は同八月十六日、佐州より護送せられ、即日入監せり。是れより先き氏は保釈の許可を得て当港の親戚に在りしが、偶ま病に罹りしを以て其筋の許可を得、佐州に帰養せり。去れど病体は益々危篤に赴き殆んど命旦夕に迫りし折柄、恰かも彼の上告の棄却に会ひたれば、其筋の命一時も猶予すること能はず、陸に輿し海に舟し、僅かに当港に到着するを得て入監せり。既に監に入るの後は幽明相隔つれば、吾々の得て聞くこと能はざる所なれど、仄かに洩れ伝ふる所に拠れば、獄官取扱を懇ろにし、獄医其方の宜きを得たれば、本年一月を以て全治し病監を出でたり。然るに此七八日前より嚴寒の爲めにや、俄かに肺炎を発し再び病監に入りて療養を加へしかど終



に起らず、廿八年<sup>(まじ)</sup>を一期として玉葉の彼に赴ける。嗚呼哀哉、顧に氏は夙に政治の思想を懷き、向に我立憲改進黨に姓名を通じてより専ら政治の改良進歩を謀るを目的とし、時ありて之を文章に著はし、又時ありて之を演説に試み、孜孜として止ざりしが、料らざりき此れ氏が罪を得るの媒と為らんとは、而て氏の罪を得るに当てや、従容として人に語て曰く、余今罪に就くも、獄を出るの日甚だ遠からず、余は猶春秋に富り、他日青天白日の身となるに至らば、益々進んで為すこと有るべしと。聞く者皆な其志の壯んなるに感嘆したりき。然るに一切二重の毒所となり、汚焉逆けり。嗚呼哀哉。氏の遺骸は、親友有馬經吉氏が宮所通一番町池田市五郎方へ引取り昨午午後四時、<sup>(まじ)</sup>塚邊四番町法音寺に於て仮葬式を行ひたり。今其式の一斑を記さんに、柩の正面には「有田真平之遺」と書せし標を付けたるが、会葬せし人々は、県會議員堀川信一郎、福岡嘉七郎、山陰七司、桑原重正、江村正英、瀧飼郁次郎、児玉茂右エ門、磯部八五郎、石塚秀東、中川勘太郎、其他数名の諸氏及び代言人桑田房吉、新島日日新聞社佐瀬精一、吉田祥三郎の諸氏及び本社の吉田壽六等亡慮一百余名、此の内には菅笠に「襲明館」と記付けたるを頂き、崖を纏ひ、藁靴を穿ち、手に青竹を杖きたる壯者二十余名を見受けたるが、当警察署よりは、右取締として大橋警部外連立三四四名が出張、葬式終るまで付添たり、又送葬の前、池田市五郎方の表口に「捨生取義」と記せし白地の旗と「殺身成仁」と記せし赤地の旗を交叉し置きしが、警官の命に依り之を取除たり。又、法音寺にては多くの僧侶が読

経を為し終れば、会葬者は一同哭香をなして退散されたり。つづいて同新聞には、翌十一日より数日間、次のような死亡通知、会葬御礼の広告が掲載された。

罪を言論に得て在獄中なりし有田真平義一昨八日死去せり。此段相知諸君に告げ併せて会葬せられし諸君の高誼を謝す

二月十日

親戚 有馬 種吉  
友人 鵜飼郁次郎

当時、佐渡には電信の便がなく、連絡船も頻繁ではなかつたので、佐渡から養父らが新潟へかけつけたのは、仮葬儀が終つてからであつた。有田の遺体は十五日に両津に着き、翌日、自宅へ運ばれ、十八日に改めて本葬が行われ、総源寺に葬られた。

その後二十余日を経た三月八日、追悼会が催された。同月三十一日、時事新報の「佐渡通信」は、

罪を言論に得て禁獄の刑に処せられ、獄中敢なく鬼籍に入つた故有田真平氏の幽魂を慰めんとて、当相川町の有志者相謀り、去る八日、山ノ神町総源寺に於て弔祭式を施行したるに、会するもの頗る多かりし。と報じている。

有田真平(名は眞之、字は子孫、号は磐谷、別に芦洲散史、半痴生とも稱す)は、安政五年三月八日、佐渡相川の中京町で、勝見七内の三男に出生、幼年の頃、大工町有田善吉の養嗣子となつた。養父は金谷と号する画家であつた。彼は佐渡の漢学者円山溟北の添状をもつて上京、中村敬宇の同人社に入り、漢学、英学を修めたが、病を得て郷

里へ帰つた。<sup>(35)</sup>

彼は若くして政治に志し、改進黨に属して言論活動を行い、北越新聞、嚶鳴雜誌などに寄稿したといわれる(後掲傍聴筆記および前掲十八年一月十日・新潟新聞参照)。いま、北越新聞(明治十四年三月創刊)<sup>(37)</sup>はみることでできないのでわからないが、嚶鳴雜誌に掲載された有田の論説で、私の寓目しえたものは、次の七編である。

- 可懼非民乎 第三九号(明治十五年二月)・八頁——一五頁。
- 自由の賤貴ハ国 第四〇号(同年二月)・一七頁——二五頁。
- 家ノ不幸

- 法律ト害惡トハ 第四一号(同年三月)・二〇頁——二七頁、  
權衡セシメザル 第四二号(同前)・九頁——一七頁。
- 可ラズ(未完)

- 愉快ノ原因ハ何 第四五号(同年五月)・七頁——二二頁。

カ

- 人民ハ制度ノ本 第四七号(同年六月)・二五頁——三〇頁、  
(未完)
- 行政官ハ法律ト 第四八号(同前)・一七頁——二九頁。
- 道徳トノ區別ヲ 第五三号(同年九月)・六頁——一〇頁。

- 守ラサルベカラ
- ズ(未完)

- 主義ノ力ヲ説キ 第六九号(十六年三月)・三頁——五頁。
- 併テ政黨ノ必要
- ナルヲ論ス(未完)

私は、右雜誌を断片的にしかみていない。したがって、私の未見の号に別の論説が登載されていることも考えられるし、また、右の論説の中で「未完」としたものの中には、別の号で完結したものもあつたと思われる。ともかく相当活潑な投稿家であつたとみていい。

これらの論考にみられる彼の思想的傾向は、きわめて温和なものであり、いさかも急進的なところはみえない。例えば、前掲「愉快ノ原因ハ何カ」の中で、明治十四年の詔勅の意義にふれて、

畏クモ我が文武睿聖皇帝陛下ハ明治八年ノ聖詔を頒布セラレ尋テ客歳十月十二日ヲ以テ明治二十三年ヲ期シテ国会ヲ開設セラル、ノ聖詔ヲ布告セラレタリ。是レ吾人々民ニ立法徵稅ノ議權ヲ与ヘテ政治上ノ愉快ヲ得セシメラル、ノ御意ナラン我國人民タル者誰カ其洪恩ヲ仰望セサルモノアランヤ

と述べている。<sup>(38)</sup> 頸城自由党ノ八木原繁社が、この詔勅を批判し「明治十四年十月十二日ハ堂々タル我日本帝國亡滅ノ日ナリ」と述べたのとは、正に対照的である(後掲八木原繁社事件参看)。こうした点からみると、問題になつた一文は、彼としては全く悪意のない不覚の一失であつたといえよう。そして、それに対する新潟縣裁判所の判決は、不敬罪適用のゆきすぎた一例とみるべきであらう。<sup>(39)</sup>

明治二十二年二月十一日、憲法発布の大赦で、有田の罪は赦免された。この知らせをうけた遺族、旧友その他有志百余名は、相川町旧中教院に集まり、大赦報告祭を行つたといふ。<sup>(41)</sup>

有田の遺稿に「磐谷陋險」一卷があり、また、彼が好んで画いた山水画も、その作品で残っているものはすくなく、わずかに三点が

現存しているとのことである。<sup>(42)</sup>

志賀広吉は、新潟県西蒲原郡島原村小平方の人、安政四年七月六日出生、事件当時二十六歳で、新潟日日新聞社で編集を担当したという(後掲傍証記・本誌七七頁参照)。前にも一言したごとく名義上の編集人であつたと思われるが、詳しいことはわからない。昭和三十三年七月十三日に「年月日時及び場所不詳死亡」として除籍されているから、事件後、自からその消息を絶つたのかも知れない。<sup>(44)</sup>

寺田俊吾は、新潟県中蒲原郡白根町の人、事件当時二十一歳のこととて、全く名義上の社主兼印刷人であつたと思われる。東京商品川宿で表具師であつたというが(後掲傍証筆記・本誌七四頁参照)、どういふ事情で新潟日日新聞社に入つたのか、その点は、彼の出獄後の経歴と共に全く不明である。

志賀、寺田兩名の経歴につき、新潟県地方郷土史家の御教示が得られれば幸である。

- (1) 松井敬「新潟県新聞史」・前掲地方別日本新聞史・一七六頁、「新潟県百年史」上巻・昭和四十三年・四五三頁。明治十六年中の新潟県内、各新聞の発元部数は、新潟新聞七二〇二四八部、越後毎日新聞二六九一九〇部、高田新聞一八三三七一部、新潟日日新聞一二一六八三部であつたというから(竹内久夫「高田事件の顛末」・頸城文化第一二号・昭和三十三年・五一頁)、新潟日日は県下第四位の新聞であつた。
- (2) 日本書紀卷廿一・六四史第二卷(朝日新聞刊・昭和十五年版)・一〇五頁。
- (3) 東京では、例えば七月十八日・時事新報、朝野新聞が、この事件を簡単に報道している。

明治十五年刊法施行直後の不敬罪事件

(4) 明治十六年七月十三日・新潟新聞。

(5) 志賀の前任者渡辺松次郎は、六月十日・同新聞の記事で、六月十九日に裁判所に召喚、拘留されたので、翌二十日から志賀が代つたのである(明治十六年六月二十一日・新潟新聞)。これより先、渡辺松次郎(宇三郎とも云う)は、六月十六日、持主兼印刷人里村太利、前編集人池田元朗と共に、新潟縣裁判所で各々輕禁錮三月罰金四十円(五月十一日号の記事による新聞紙条例違反)を宣告されている(同年六月十七日、十九日・新潟新聞)。池田は編集人としてではなく執筆者として処罰されたのであろう。この事件のため、持主兼印刷人の名義は、里村から寺田俊吾に変わったものと思われる。とすると、寺田の場合も志賀と同様に、名義上の持主兼印刷人になつた直後、有田事件の責任を負わされたことになる。なお、池田は編集人として、六月六日、重禁錮一月十日罰金六円(四月二十日号の記事による官吏侮辱罪)、さらに七月十三日、輕禁錮二月二十日罰金五十円(五月十三日号と十六日号の記事による新聞紙条例違反)を、新潟縣裁判所でそれぞれ宣告された(同年六月八日、七月十四日・新潟新聞)。実際の社主の里村をのぞき、他はすべて名目上の印刷人、編集人であつたと思われるが(本稿・下山正道事件の註12・本誌第四四卷八号・七六頁、鶴見由次郎、後藤勉事件の註30・本誌第四五卷一號・一〇二頁等参照)、不敬罪事件は前後を通じて有田の事件だけであつたから、志賀と寺田は、寔に不連なめぐり合せであつたといえよう。

- (6) 明治十六年七月十九日、二十日・新潟新聞。
- (7) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌第四四卷七号・七七頁参照。
- (8) 新聞紙条例(明治十六年四月十六日・太政官布告第一二二号)第一八条 新聞紙ニ記載シタル事項ニ関スル犯罪ハ持主編輯人印刷人及之筆記者ハ共犯ヲ以テ論ス

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

七〇 (一〇〇〇)

なお、この規定は右の条例であらたに設けられたものである。それ以前の新聞紙条例における取扱いについては、本稿・下山田正道事件の註10・本誌第四四巻八号・七七頁参照。

(9) 同条例第三六条 刑法第二編第一章（不敬罪——手塚註）ノ刑ニ触ル、者ハ印刷器ヲ没収ス

この規定も、明治十六年の前掲新聞紙条例であたらしく設けられたものであるが、他人所有の印刷機まで没収できるかどうか明示されていないので、施行直後から積極説と消極説とが対立していた。例えば同年四月十八日・時事新報の社説「訛新聞紙条例」では「新聞社ニモ或ハ印刷器ヲ所有セザルモノ多クシテ、其発兌ノ新紙ハ他ノ印刷專業ノ者ヘ托スルノ慣行ナレバ、其紙中ニ記シタル事項ニ由テ罪新聞社ニ落ルトキハ、印刷專業者モ之ニ坐シテ器械ヲ差押ヘラレ、又没収セラル可シ；或ハ今後、印刷營業ノ者ハ新聞社ノ摺物ト聞イテ、一切コレヲ謝絶スルガ如キ奇談ヲ聞クコトモアラン」と述べ、没収は当然に他人所有の印刷機にまで及ぶとしているのに対し、同年四月二十三日発行の「法律雜誌」第三一〇号に所載の「新聞條例印刷器没収ノ義ニ付問並ニ答」（水月生）では、「刑ハ犯者一身ニ止マルヲ原則」とするから、他人所有のものは没収できない。このことは、刑法第四四条の後段に「犯罪ノ用ニ供シ及ヒ犯罪ニ因テ得タル物件ハ犯人ノ所有ニ係リ又ハ所有主ナキ時ノ外之ヲ没収スルコトヲ得ス」とあることを準用して考えれば当然であるとしている（二頁以下参照）。この「法律雜誌」にみえている見解は、同年五月一日・函右日報の記事にそのまま紹介されている。

(10) 明治十六年十二月六日・新潟新聞、同月十一日・時事新報、東京日日新聞、同月十二日・東京横浜毎日新聞、函右日報などは、判決書を掲載して報道している。

(11) 本稿・鶴見由次郎、後藤勉事件・本誌第四五巻一号九八頁参照。

(12) 明治十五年刑法施行前後における不敬罪の全般的考察にゆずる。本稿・はしがき・本誌第四四巻七号・七三頁参照。

(13) 十二月五日、新潟軽罪裁判所の判決が出た後にも、両新聞は不敬罪関係の論説をのせている。次の通りである。

○新潟日日新聞ノ不敬罪 東京日日・明治十六年十二月十五日。

○三たび不敬罪ヲ論ジテ 東京横浜毎日・同年十二月十三日、十四日、十五日、十九日、二十一日、二十二日、二十三日、二十五日、二十六日、二十八日、二十九日連載。

疑フ日報記者ニ質ス 東京日日・同年十二月二十四日

○人心ヲ矯正スベシ 東京日日・同年十二月二十八日、二十九日

○大禍ヲ買フハ不学無術 東京日日・同年十二月二十八日、二十九日

二原因ノ  
連載。

(14) 明治十六年十一月当時、司法卿は大木喬任、司法大輔は河瀬真孝、前掲司法沿革誌五六〇頁、五六六頁、第四局（刑事）長は大書記官名村泰蔵、副長は権少書記官横田国臣である明治十六年十月十八日・時事新報。

(15) 明治十六年五月「官員録」によると、後藤幸操は新潟始審裁判所在勤の判事補であるが（一八六枚表）、有田らに対する判決書の署名では判事になつている（後掲判決書参照）。おそらく鈴木判事転出後（註16・参照）、判事へ昇任したのである。

(16) 明治十六年九月十五日・新潟新聞は、同月十日、鈴木判事が高田支行長へ転出した旨報道しているが、現在の新潟地方裁判所保存記録によると、その転出日は九月十七日である（同裁判所事務局総務課長大谷浩之氏の御教示による。その学恩を謝す）。

なお、鈴木判事は対審の際、有田の主張に、理解を示した形跡もあるから（本誌六二頁参照）、所長判事長崎謹（明治十五年——明治十九年。前掲司法沿革誌・六三七頁）と意見が対立、それがための転出であつた

かも知れないが、疑問としておく。

(17) 井上操「日本刑法論」下巻(明治十九年)・二三四頁。

(18) 对審公判の途中で、判事が事故で交代した場合、对審は最初からやりたおすというのが、当時の治罪法解釈の通説である(堀田正忠・前掲治罪法釈義・二六三九頁、井上・前掲治罪法講義・二四四頁、なお、本稿・山田島吉事件の註21・本誌第四四卷一號・七五頁参照)。その理由は「裁判官ハ総テ其職ヲ所ニ因リ心証ヲ変スルコトアルヘケレハナリ」(井上・前掲書・二四四頁)とされている。この法理を押しすすめれば、对審公判に立会わず、したがって何の心証をもえていない判事が、判決言渡を行うことは不合理といふべきであろう。

(19) 对審公判終了後、鈴木判事の手で判決書が作られ、長崎所長の決裁を経、司法省の指令を待つ裡に、鈴木判事が転出、それがため判決言渡の際、別の判事が代つたとみることが出来る。とすれば、判事の交代は、判決の内容にはなんら影響はなかつたのか知れない。しかし、それにしては、法理論としては、註18で述べたごとく疑問がある。

さらに、前に私が推測したごとく(註16・参照)、鈴木判事と長崎所長の意見が対立、鈴木判事は更迭され、別の判事によつて判決書が作られ言渡が行われたとするならば、この判決は非常に重大な問題点をふくんでいたといえるが、いま、その真相をたしかめえないのは、寔に残念である。

(20) 有田らの上告理由は、後に本文中で述べるが(本誌六五頁参照)、この裁判官交代の一件は採りあげていない。もしもこの点を上告理由の一つにしたならば、大審院がどのような判断を下したか、寔に興味ふかい問題であつただけに、惜しまれる。

(21) 第一審判決に先立ち、有田の弁護人桑田は、八月二十六日から十数日にわたつて新潟日日新聞に皇室ニ対スル不敬罪被告事件ニ付新潟縣罪裁

判所ノ判決如何」を投稿連載したため、検察官侮辱、新聞紙条例の罪人曲庇の容疑で、九月十一日、新潟縣裁判所へ召喚され検事の取調をうけた明治十六年九月十二日・新潟新聞、同年九月十六日・朝野新聞。いま、その新潟日日新聞をみる事ができないので、論説の内容はわからない。また、その後の新潟新聞にも、この事件の結末は報道されていないようであるから、結局、起訴されなかつたのであろう。

さらに、同年十月(日不詳)・岐阜日日新聞は「全国制度の統一を望む」と題する社説で「有田眞平は罪となるべき所為なし」と論じたため、同年十一月末、岐阜縣裁判所は、新聞紙条例第三八条違反(罪人曲庇)に問い、社主山田梅友に輕禁錮二月、罰金三十円、編集人北川安太郎に輕禁錮二月二十日、罰金四十円をそれぞれ宣告した(明治十六年十二月三日・郵便報知新聞)。この事件についても、岐阜日日新聞をみる事ができないので、論説の内容その他詳しいことはわからない。

(22) 明治十六年十二月九日・新潟新聞、同年十二月十七日・時事新報、同年十二月十九日・朝野新聞。

(23) 明治十七年七月十一日・時事新報も、上告棄却を簡単に報じている。

なお、当時、高田新聞社長として筆禍事件に問われた市島謙吉(春城)は、新潟監獄から長野監獄へ護送の途中、高田警察署で休憩の際、新聞により有田事件の上告棄却を知つたが、後に昭和二年、その時の感想を「佐渡の有田眞平が新潟の某新聞に寄せた論説中、今日ならば不問に附さるべき事が皇室の不敬罪として告発された事は自分の入獄前で、兼ねて気の毒に思ふてゐたが、其上告が棄却されたとの記事を見て同舟遭難の歎を發せざるを得なかつた」(獄窓旧夢談・「獄政論」昭和二十一年・二一六頁)と述べている。

(24) 印刷器の没収が確定したため、七月十八日に「印刷器ロール一台、

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ルラ六本、エンキ一本活字三万五千個」が押収され(明治十七年七月十九日・新潟新聞)、つづいて公売に附された(同月二十六日・新潟新聞)。

この印刷器の没収で、新潟日日新聞は廃刊したという説もある(松井前掲新潟置新聞史・前掲地方別新聞史・一七六頁)。他方、この不敬罪事件で、新潟日日新聞は発行禁止になったという説もある(沢本与一談・明治四十二年六月十三日・新潟新聞二万号紀念号)。しかし、いずれも誤りであり、宮武外骨氏はこの事件後、同新聞はすくなくとも七年間は続刊していたと述べておられる(「珍重すべき稀品(五十八)」・公私月報第六八号・昭和十一年五月)。

(25) 明治十七年七月十九日・新潟新聞。

(26) 明治十七年七月二十日・新潟新聞。

(27) 同年七月二十一日・時事新報が、それを報道している。

(28) 明治十五年二月十八日、山形県は「新法中(明治十五年治罪法を指す)——手塚註」期限内廢篤疾ニ罹リタル者ヲ処分スルノ法無シ(監獄則ハ勿論)然ルニ廢篤疾ニ罹リ真ニ勞役ニ堪ヘサル者ヲ期限内拘束シ置クモ刑ノ執行上何等ノ効益ヲ見ルコトナク又情状ニ於テハ憫諒ス可キ者アリ依テ考フルニ治罪法第四百七十七條已下ノ特赦ハ法律ニ於テ予メ其場合ヲ定メス刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ檢察官又ハ監獄長ヨリ犯人ノ情状ヲ具シ上請スルコトヲ得ル者ニ付右等ノ者ハ其規則ニ從ヒ特赦ヲ上請シ可然哉」と司法省へ伺い出たのに対し、同省は三月八日付で「囚人ノ情状ニ依リ憫諒スヘキ者ハ特赦ノ上請ヲ為ヌ得ヘシ但勞役ニ堪ヘサル者ト雖モ一概ニ上請ス可キノ限ニ在ラス」と指令している(前掲治罪法質疑録・下巻・二一〇頁——二二二頁)。この何指令は、当時、重病ヲ囚人の刑の執行を停止し、病院へ移送する措置のごときは、全く考慮されていなかったことを物語っている。

(29) 辻敬助「日本近世行刑史稿」下巻・昭和十八年・九九八頁——九九九

九頁。

(30) 当時、新潟監獄へ収容された市島謙吉は(註23・参照)、同監獄の状況を「監房はすべて松の生木で造られて、それがまだ新らしくかったので板の間などは湿気でジブジブしてゐた。それに台も置かず寝具を置き、夜間は其の板の上に布団を敷くのであるから堪まらない。疥癬に罹らない者は幾んど無いという有様で、衛生には全く無頓着であつた。私等は幸ひに長くここに居らずに済んだから此の病を免かれたが、若しここに長く居つたら、半病人となつたに相違ないと思ふ」(前掲獄政談・二〇八頁——二〇九頁)と述べている。病人の有田は、もつとも条件のわるい監獄に収容されたわけである。

(31) (32) (33) 山本修之助「明治論壇の雄有田真平」・昭和三十八年十月二十四日・新潟日報。山本氏は佐渡の郷土史家であるが、この論考以前には、有田の詳しい経歴とその不敬罪事件を取扱つた独立の文献は、全くなかつたものと思われる。昭和十四年出版の「越佐人名辞書」にも「有田真平 磐谷と号し、金谷の子、同人社に学び画を嗜み文章を能くした。明治十八年筆禍に罹り獄中に歿した」(三〇頁)とのみあるにすぎない。

なお、山本氏は、その後、有田事件について「不敬罪で獄死」・「佐渡の百年・その十九(昭和四十二年十一月二十一日、二十三日、二十五日、二十六日・新潟日報佐渡版)も書いておられる。ところで、近刊の「新潟県百年史」は上下二冊千数百頁に及ぶ詳細な新潟近代史であるにもかかわらず、どうしたわけか有田事件については全く言及していない。

(34) 前掲越佐人名辞書・三〇頁。

(35) 有田八郎「馬鹿八と人はいふ——一外交官の回想——」・昭和三十四年・二三頁。因みに元外相有田氏は、明治十九年四月、数えて二歳の

折、真平未亡人の養子となつた人である。(前掲書・一五頁、山本・前掲不敬罪で獄死・昭和四十二年十一月二十六日・新潟日報佐渡版)。

(36) 明治十五年十一月十二日、佐渡相川で東京から高橋基一を迎えて演説会が開かれたが、その際、有田は、「自由と権理トノ区別ヲ論シテ世人ノ注意ヲ促カス」の演題で出演を予定していたが、高橋の演説が警察官によつて中止を命ぜられ且つ集会が解散させられたので、有田の演説は結局行われなかつた(明治十五年十一月二十八日・越佐毎日新聞)。そのほか、有田はしばしば演説会に出演したと思われるが、その状況をいま確めえない。

(37) 松井・前掲新潟県新聞史・前掲地方別新聞史・一七六頁。

(38) 櫻鳴雜誌第四五号(明治十五年五月二十一日)・二二頁。

(39) 宮城浩蔵博士は、後にその著「刑法正義」において、悪意を欠く行為に、不敬罪を適用すべきでないという説を強調しておられる(二四頁、本稿・河上伯義事件の註26・本誌第四四卷九号・六九頁参照)。

(40) 本稿・門田平三事件の註67・本誌第四四卷一〇号・七八頁参照。

(41) (42) 山本・前掲不敬罪で獄死・昭和四十二年十一月二十五日・新潟日報佐渡版。

(43) 新潟県西蒲原郡黒埼村役場の除籍謄本による。

(44) 新潟県燕市役所の除籍謄本による。

(45) 新潟県白根市役所に調査を依頼したが、寺田の除籍書類は保存されていない由、それがため、出生死亡の年月日も確認できない。

### 前註

(1) 新潟縣警部或野所の公手檢屍筆記は、新潟若助所載のものによる。公式の公判始末書が湮滅したと思われる現在、公判の状況を物語る唯一の資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

料である。印刷の都合上、字句の配列は、手塚において多少改めた。

(2) 新潟縣罪裁判所の判決書は、明治十六年十二月六日・新潟新聞所載のものによる。

(3) 大審院判決書は、明治十七年七月十五日、十六日・新潟新聞所載のものによる。

### 新潟新聞所載公判傍聴筆記

(明治十六年八月二十一日・新潟新聞)

昨日は新潟縣罪裁判所に於て新潟日日新聞の仮持主兼印刷人寺田俊吾編輯人志賀広吉氏の両氏並に佐渡相川有田真平氏の公判を開かれたるが有田氏の弁護人は桑田房吉氏寺田氏は長野昌秀氏志賀氏は稲岡嘉七郎氏にて同日午前十一時卅分開廷判事は鈴木政五郎氏檢察官は泉二郎氏書記は福原鍊平氏なり其傍聴筆記左の如し

(判事) 有田真平氏ヲ呼ヒ其年齢ヲ問ハル

(答) 二十五年四ヶ月

(問) 身分ハ

(答) 平民ナリ

(問) 戸主ナルカ

(答) 然リ

(問) 職業ハ何カ

(答) 質營業ナリ

(問) 住所ハ何処ゾ

(答) 新潟県佐渡国雑太郡相川大町ナリ

(問) 番地ハ

(答) 六十五番地ト覚エタリ

(問) 出生ノ地ハ

(答) 右同所中京町ト申ス所ナリ

(判事) 更ニ志賀広吉氏ヲ呼ヒ先ツ其年齢ヲ問ハル

(答) 廿六年九ヶ月

(問) 身分ハ

(答) 平民

(問) 戸主ナルカ

(答) 然リ

(問) 職業ハ

(答) 新潟日日新聞社ニ在テ印刷ノ業ヲ職トセリ

(問) 住所ハ

(答) 新潟県越後国新潟区東堀前通四番町十四番地ナリ

(問) 出生ノ地ハ

(答) 新潟県越後国西蒲原郡小平方村ナリ

(判事) 又更ニ寺田俊吾氏ヲ呼ヒ其年齢ヲ問ハル

(答) 二十一年七ヶ月

(問) 身分ハ

(答) 平民ナリ

(問) 戸主ナルカ

(答) 否ナ寺田昌彦ト通称スルモノノ三男ナリ

(答) 東京府武蔵国荏原郡南品川宿ナリ

(問) 番地ハ

(答) 髓カニ記憶セズ

(問) 職業ハ

(答) 表具師也

(問) 出生ノ地ハ何処ゾ

(答) 新潟県越後國中蒲原郡白根町ナリ

(檢察官) 立テ公訴ノ要ヲ述テ曰ク本件ハ皇室ニ対スル不敬ノ罪ナリ被告ノ一人有田真平ハ本年六月二十日新潟日日新聞第廿七号ノ論説欄内ニ於テ「王室ノ尊榮ト人民ノ幸福トハ兩立セシメザル可ラズ」ト題セル文章ヲ掲ケタリ而シテ其論文中三十二代<sup>(明治)</sup>ニ当セラルル推古天皇ニ対シテ恐レ多クモ孱弱無智ノ婦女子ト云ヘリ其証憑ハ被告有田真平ノ手記ニ係ル草稿及ヒ之ヲ掲載シタル新聞紙ニ依テ明カナリ然ルニ被告有田真平ハ其文字ヲ解シテ毫モ不敬ノ罪ニアラザル旨ヲ陳弁セリコレハ委シク本職ヨリアトニテ弁明セン又志賀広吉ハ當時同新聞ノ編輯長タル名ヲ署シテ編輯ノ事ヲ負担シ寺田俊吾ハ仮持主兼印刷人ノ名ヲ同新聞紙ノ尾ニ署シタル以上ハ是レ同シク有田真平ト共ニ王室ニ対シテ不敬ノ罪アリタルモノ也故ニ本職ヨリ公訴ニ及ヒタリ

(判事) 被告人訊問ノ順次ニ意見ナキヤヲ問ハル檢察官曰ナン

(判事) 更ニ各被告人ニ問ハル有田曰クカノ論文ハ拙者カ実ニ起稿シタル者ナレバ拙者ヲ第一ニ置カレタシ

(判) 然ラハ第一有田真平第二志賀広吉第三寺田俊吾ト順次ヲ定



ムヘン又白ノ最字ニ退字ノ詩則ニ迫リタルニ付閉廷シ明日尚公判ヲ開クヘシト退字ヲ命セラル

時二十一時四十五分

(同年同月二十二日・同新聞)

八月二十一日午前九時卅分開廷

判事鈴木政五郎氏有田真平ト呼ヒ且曰ク本日ハ先ツ其方カ過日當輕罪裁判所檢事ヨリ訊問ヲ受ケタルトキノ調書ヲ読聞カスカ故ニ靜思シテ承ハルヘシト書記朗読ス

(判) 曰ク只今朗読シタル所ハ能ク領解シ又相違ナキカ

(被) 大同小異ナレトモ今日此公判庭ニ於テハ更ニ陳述シタシ

(判) 不分明ナル所ヲ補ヘタシト云フ意カ

(被) 然リ

(判) 然ラハ其不分明ナル点ヲ陳述セヨ

(被) 更ニ思フ逐一指摘シテ弁スルニ難ケレハ通篇ノ大要ヲ陳述

シタシ

(判) 一篇ノ文章ハ孱弱無智ノ婦女女子云々ヲ以テ成立タルニアラザルヘシ

(被) 曰ク然リ尊王愛國ノ精神ヨリ出タル文章也

(判) 孱弱無智云々ノ數文字モ亦其精神ヨリ発シタルカ

(被) 曰ク然リ私ハ是ヨリ立意ノアル所ヲ此ニ弁明セン抑源氏竊府ヲ鎌倉ニ開キシ以前ハ呼テ王政ノ世ト称ス其王政ノ世ニ當テハホ如賊邪佞ノ徒出テ、權ヲ弄シ專横ヲ極ムルモノ往々コレアリ為メニ

明治十五年刑廷施行直後の不敬罪事件

王室ノ尊榮ハ幾多ノ衰薄ヲ來スニ至ンリ私カ認メタル論文ニ在ル條我馬子ハ人ヲシテ我三十三代崇峻天皇ヲ弑シ奉ラシメ先帝ノ英明ニ比シテ多少ノ劣ラセ玉フ所ノ推古天皇ヲ立テタリ是レ即チ奸邪ノ臣ガ政權ヲ弄シ專横ヲ極メタルモノナリ苟クモ日本人民タルモノ誰カ之ヲ不当トシテ怒ルナカラン私不肖ナレトモ亦曾テ之ヲ憤慨スルヤ久矣乃チカノ論文ヲ綴ルニ臨ミ之ヲ筆ニ描キ尊王愛國ノ精神ヲ以テ彼レ馬子ヲ筆誅シ凶ラズモ推古帝ニ對シ奉リ孱弱無智ノ婦女子ト呼フニ及ヘリ然ラハ道德上此不穩ノ文字ヲ掲ケタルニ罪アルベキハ未ダ知ルヘカラズト雖トモ法律上ニ於テハ秋毫ノ罪ト為ルベキヲ發見シ得サルナリ何者此不穩ニ似タル文字ヲ掲ケテ憚カラサレハナリ而シテ余ハ其文字ノ解ヲ下サン乎孱弱トハ単ニ其人ノ體質ヲ評ルトキニ用ウル字面ニシテ其為人ヲ品評スル精神上ニ立入テ是非スルニ充ツルニアラズ要スルニ身体ノ健康ト相反シタル意味ニテゾアル若シ然ラズトセハ暗弱又ハ惰弱ナド記スベシ故ニ推古帝ヲ指シテ孱弱ト云ヒタルハ帝ノ體質如何ヲ評シタルモノニテ其精神ヲ臆測シテ人物ヲ品評シタルニアラズ況テ女子ニテ在ハスナルヤ孱弱ノ文字豈ニ妨ケアラシヤ又無智トハ精神知覺所謂魯愚其人ト云フトハ大ニ其意ヲ異ニス智トハ時機ヲ察シテ巧ニ能ク事ヲ勉弁スル意ニシテ知覺ナシト云フニアラス是レ私見ニアラズ字典等ニ就テモ判然トシテ明カナリ加フルニ賢ト云ヒ不明ト云フモ畢竟比較ノ文字ニシテ一定ノ標準アルコトナシ然ラハ亦是レ不敬ノ意味ヲ含マサルヤ論ヲ俟タザルナリ然則文字ヲ正解シテ一点不敬ノ事ナキ者ト思ハル我古代ノ史及ヒ漢土ノ歴史ヲ讀テモ此無智ノ文字ハ比較上ヨリ掲ケ記シテ憚カラ

サルノ例アリ亦以テ私ノ陳弁ノ不当ナラサルヲ証スルニ足ル願フニ当初此文ヲ草スルヤ既ニ問題ニ掲クル如ク王室ノ尊榮ト人民ノ幸福トハ兩立セシメサルヘカラストノ意ニテ王室ノ尊榮ヲ衰薄セシ奸賊馬子ヲ筆誅シ其不当ヲ明カニシテ天下後世復タヒ其人ヲ出サ、ルヲ防キ益ス王家ノ尊榮ヲ希ヒタルナリ尊王愛國ノ精神溢レテ此ニ出タリ余念アルコトナシ判官閣下此意ヲ採テ公明ノ裁決ヲ下サレシコトヲ望ム

(判) 縷々ノ陳述ヲ聞キタルガ然ラハ崇峻帝ニ比シテ無智ト云フ意カ

(被) 然リ左レドモ不敬ノ字面ニアラス

(判) 馬子カ己レ專横ヲ為スニ妨ケアルト思フテ天子ヲ弑シ推古天皇ヲ立タルカ

(被) 曰ク然リ

(判) 然ルナラバ其ハ馬子ノ意ヲ推シテ遂ニ孱弱無智ノ婦女子ト記シ来リタルカ

(被) 先ツ左様ナリ

(同年同月二十三日・同新聞)

(判) 是ヨリ其方ノ草セル文ノ不敬罪ニ当ル所ノ一節ヲ読ミ聞カセント書記朗読ス

(判) 馬子ガ專横ヲ逞フシタリトハ何ガ為メニ来リタルト思惟スルゾ

(被) 何処マテモ筆誅ヲ加ヘン義ナリ

(判) 孱弱云々ノ文字モ馬子ノ暴虐ヲ明白ニセンタメ記シタルナラン

(被) 曰然リ

(判) 馬子ハ自己ノ為メニ利益ナル故ニ此女帝ヲ立タル胸算ト思フカ

(被) 曰然ルナルヘシ

(判) 崇峻天皇ヲ弑シ奉リタル馬子ノ思想ハ其方確ト知り居ルカ(被) 詳密ニハ知ラサレトモ大抵思慮スル所アリ

(判) 曰崇峻天皇ト推古天皇トノ御間柄ハ如何ニト思フカ

(被) 答テ曰委シクハ存セサレトモ御父子ノ間柄ト考フ

(判) 然ラハ崇峻天皇ノ弑サレシハ御父カ馬子ノ為メニ崩御ナリタルニ当ルヘシ

(被) 然リ

(判) 御父ノ弑サレ玉ヘシモ是非<sup>(末)</sup>ノ五分別ナシト思フ故ニ記シタルカ

(被) 其等ノ委シキコトハ当時考察セス止タ馬子ノ暴虐無道ヲ世

ニ明カナラシメ後來復カ、ル事ナキヲ希ヒテ筆シタルニアリ

(判) 然ラハ馬子モ単ニ推古帝ヲ立ルト云フモ其惡虐ヲ示スニ足ラス依テ孱弱無智ノ文字ヲ藉リ来リシカ

(被) 然リ一篇ノ大要ハ返ス返スモ申ス如ク尊王愛國ノ精神ヨリ出テ、勢ヒ不知不識カノ文字ヲ記セリ今日ヨリ願ミレバ至尊ニ對シテ道德上或ハ不敬ナルベキモ其文字ノ意義ヲ解釈スレバ毫モ不敬ノ

事ハ含蓄セズ

(判) 馬子モ奸惡ヲ逞フスルニ妨ケナキ天子ヲ立タル詠カ

(被) 然リ

(判) 然ラバ御父ノ弑サレタルモ是非ノ五分別ナキヲ以テ其方ハ

辱弱無智ノ言ヲ以テシタルニアラズヤ

(被) 否ナ然ラズ単ニ馬子ノ惡ヲ筆誅セン為メ論勢此ニ及ヒシ迄

ナリ

(判) 其方ハ先刻ヨリ道德上ノ不敬ト云ヒ居ルガ何ナル心得ゾ

(被) 如何ニ奸賊ト雖トモ筆誅ヲ加フルノ所存ヨリ遂ニハ至尊ニ

向テ辱弱無智ト不穩ニ似タル文字ヲ掲記シタレバナリ故ニ私ハ道德

上ノ不敬ナリト思慮ス

(判) 要スルニ其方ノ精神ハ尊王愛國ニアルヘキモ奸賊ヲ筆誅ス

ルノ勢ヒ辱弱無智ノ婦女子ト推古天皇ヲ評シタルニアリ如何心得ル

カ

(被) 實ニ法官ノ仰セラル、トコロニ相違ナシ

(判) 然ラバ左様ニテ宜シトテ新聞原稿及ヒ掲載シタル日日新聞

ヲ示サル

(被) 曰相違ナシ其原稿ハ私カ親筆ナリ

(判) 以上其方が述ル所ノ如クナレバ過日檢事ヨリ訊問ヲ受ケタ

ル答弁トハ相違セサルヘシ

(被) 然リ只文字ノ解釈ハ本日ノ言ヲ以テ裁判アランコトヲ望ム

ノミ

(判) 復席ヲ命ズ

判事飯編輯長志賀広吉ヲ呼ヒ訊問ヲ開カル

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(判) 曰先ツ檢事ノ訊問証書ヲ読ミ示スハシトテ書記ヲシテ朗読  
セシム

(判) 先日ノ申立タル所ニ相違ナキカ

(被) 曰ク有田真平ヨリ投書シタルマ、掲載セリ

(判) タ、相違ノ有無ヲ答フレバ可也

(被) 相違ナシ

(判) 新聞紙及ヒ原稿ヲ示サル

(被) 曰相違ナシ

(判) 三回ニ受取テ掲載シタルカ

(被) 然リ

(判) 其方一人ノ手ヲ以テ編輯シタルカ

(被) 然リ

(判) 六月廿日ノ新聞紙即チ本日取調フル所ノ一節ヲ読聞セント

書記ヲシテ朗読セシム

(判) 又曰ク此文章ヲ掲ケタルトキ如何ナル思想ニテアリシカ

(被) 毫モ妨ケナキト思ヒ居レリ

(判) 曰其文字ノ意味ヲ如何ニ考ヘタカ

(被) 明了セス

(判) 明了セズンバ掲ケタルトハ決シカラヌコトナリ

(被) 有田真平ヨリ投書シタルモノナレバ詳細ナルコトハ存セズ

(判) 果シテ存セサルカ

(被) 然リ

(判) 原稿ト新聞トハ少シク違フ所アリ読ミ聞スヘシ

(判) 又曰ク英人ノ二字ヲ「ドット」氏トアル上ニ新ニ其方カ加へ置キタルハ如何

(被) 明瞭ナラシメント欲シテ後ニ加ヘタリ

(判) 最初新聞ニ掲クルトキハ妨ケナシト思ヘシモ今日ハ皇室ニ對スル不敬罪ト思惟スルカ

(被) 今日ニ至ルモ左様ニ考ヘズ

(判) 然ラバ其考ヘザル理由ヲ陳述セヨ

(被) 暫クアリテ曰ク明了セス

(判) 其方ハ明了セスト頻リニ云ヒ居ルカ苟クモ新聞紙ヲ編輯スルモノニ不似合ノ言ナリ

(被) 明了セサル故ニ已ムコトヲ得ズ

(判) 其方カ検事ノ訊問ニ答ヘテ不敬ノ罪ヲ犯シ恐レ入りタルト明言セリ今日ハ如何ニ思フ

(被) 然リ

(判) 曰然ラハヨロシ外ニ申立ツヘキコトナキカ

(被) ナシ

(判) 復席セヨ

判事更ニ仮持主兼印刷人寺田俊吾氏ヲ呼ヒ検事ノ訊問調書ヲ讀ミ聞カセタル後相違ナキヤヲ問ハル

(被) 曰ナシ

(判) 有田真平ノ手稿ニ係ル論文ヲイヨ<sup>(ま)</sup>掲載シタルカ

(被) 然リ

(判) 之ヲ印刷スルニハ如何セシカ

(被) 其原書ニ依テ文字ヲ組立ツルナリ

(判) ソレハ其方カ自カラ為シタルカ

(被) 然リ

(判) 其印刷シタル文中ニ孱弱無智ノ婦女子ト推古天皇ヲ評シ奉レリ如何解シ居ルカ

(被) 暗愚ノ又ハ馬鹿ノトノ云フコトニアラスト解セリ

(判) 然ラハ如何

(判) 身体虚弱ナリト云フト同一ナリ

(判) ソレハ孱弱ノ二字ノ解ニ聞ユルガ無智トハ如何

(被) 強チ事理ヲ弁シ得ヌトノ意ニアラズ他人ニ比シテ幾多慮ハカリ寡ナシト云フ意味ニ考フ

(判) 然ラハ思案ニ乏シト云フ極意カ

(被) 先ツ然リ

(判) 何人ヲ指シタルカ

(被) 推古天皇ヲ指シ奉レリ

(判) 其方ハ不敬ノ処為ト思フカ

(被) 私ハ印刷人ノコトテアレハ有田真平ノ起稿ニ係ルモノニテ編輯長ヨリ下渡シタルナレハ毫モ不都合アキモノト信シ又私モ皇室ニ對シテ不敬ナド、ハ心付カズシテ新聞紙ヲ印刷セリ

(判) 別ニ申立ツヘキ事ナキヤ

(被) 曰クナシ

(判) 曰ク事實ノ審問終レリト

檢察官景二郎氏立テ云ク志賀広吉ハサキニ寺田俊吾ハ当日出版社セ

リト云ヒ寺田俊吾ハ出版社セサリト云フ深ク緊要トハ存セサレトモ、  
瀧日日新聞社会計方川又嘉三郎ヲ呼ヒ其出居ノ有無ノ証言ヲ質キテ  
判然セシメタシ

(判) 寺田俊吾ト呼ヒ其方ハ六月十九日ニハ例ノ如ク出版社セシカ

(被) 六月二十日ニハ欠勤セシモ同日ノ新紙ヲ印刷スル前日即チ  
六月十九日ニハ無相違出席セリ

(判) 然ラハ先日ノ申立ハ誤リタルカ

(被) 仰ノ如シ

(判) 曰ク只今寺田俊吾ノ申述ル所ノ如シ

(檢) 然ラハ其途ニテヨロシト

寺田ノ弁護士長野昌秀氏立テ裁判長ト呼ヒ且曰ク被告人寺田俊吾  
ハ單一新瀧日日新聞ノ持主ニテアルカ將其印刷器械ヲモツテスルカ  
一応五訊問アリタシ

(判) 只今弁護士ノ申ス如ク其方ハ印刷器械ヲモ尠有スルカ

(被) 私ハ單一新瀧日日新聞社ノ仮持主ニテ印刷器械ハ前持主岸  
村太利ヨリ借受ケタルモノナリ

(檢) 刑ノ適用ヲ述ントス

(判) 檢察官ニハ事実ノ審問ニ対シテ論告セラル、所ナキカ

(檢) 曰ク只今ニ在テハナシ

(同年八月廿四日・同新聞)

有田真直氏ノ弁護ヲ受ケテ「有田真直氏ノ罪状」今訂正シテ「有田真直氏ノ罪状」ト改題シ、公  
訴ヲ起サレタルハ被告有田真直ガ手懸ニ係ル文章ニテ眞ニ新瀧日日

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

新聞ノ「有田真直氏ノ罪状」ニ掲ケタル者はレナリ其論文三日間ノ長キニ涉リ縷々數  
千言ヲニ長篇ト謂フヘシ而シテ今之ヲ要約シ其精神ヲ尋ヌレバ既ニ  
論題ニ掲出スル如ク王室ノ尊榮ト人民ノ幸福トハ兩立セシメザル可  
ラズト云フニ在テ毫モ其範圍ヲ出テズ読者及ヒ世人ヲシテ其意義ヲ  
領解セシメント欲シ之ヲ新聞社ニ投シ世ニ公行セシ者ナリ我王政ノ  
時ヨリ藩府ヲ創立セシ頃下テ徳川幕府ノ政權返上ノ際マデノ有様ヲ  
顧ミレバ其間盛衰興亡一ナラズト雖トモ常ニ權臣柄ヲ弄シテ王家ヲ  
蔑シ或ハ覇者ノ出デテ王室ノ尊榮ヲ汚ス等アリテ吾人々民ハ益ス不  
幸ノ境遇ニ沈淪シ天地迷濛幾ント道理ナキ景勢ニテアリキ被告有田  
真直ハ深ク之ヲ追懷シ憤慨ニ堪ヘザルヲ以テ今日以後又カ、ル慘況  
ノ演出スルナキヲ希ヒ上下ノ為メニ满腔ノ熱血ヲ瀉キテ其事歴ヲ直  
筆シ来リシ者ナリ其際我三十四代(明治)ニ当ラセラル、推古天皇ニ対シテ  
凶ラズモ孱弱無智ノ婦女女子云々ノ語ヲ描クニ至ルコト被告ガ惡意ア  
リテ之ヲ為シタルニアラズ畢竟馬子ノ事實ヲ慥カメントタメ之ヲ惡ム  
ノ切ナルヨリ不知不識カノ文字ヲ文章ニ認ムルニ及ヘリ外面皮相ヨ  
リ見レバ不穩ノ意味アルヤニ思ハルレトモ毫モ人ノ榮譽ヲ傷ケ又ハ  
不敬ヲ加ヘタル者ナシ前申ス如ク馬子ノ惡虐無道ヲ明カニシテ将来  
ヲ戒シメ彼ニ向テ筆誅ヲ加フルニ過ズ進テ馬子ノ中心ヲ臆測スルニ  
奸佞邪惡崇峻帝(明治)ノ英明ナル御方ニテハ權ヲ弄シ惡ヲ逞フスル能ハサ  
ルヨリ恐レ多クモ人ヲモテ弑シ奉リテ己レ意ノ如クセントシ御女性  
ニテ多少先帝ヨリ劣ラセ賜フ所ノ推古天皇ヲ立タルニ外ナラズ臣民  
タレ者誰カ之ヲ責ラシテ想フニ男女其性ヲ異ニシ男ハ剛強ニシ  
テ女ハ柔順ナルハ古今トナク一ナリ馬子ノ奸惡ナル剛強ニテ而モ英

明ニ涉ラセ玉フ崇峻天皇(平定)ノ廢シ柔順ニテ先帝ヨリ多少劣ラセラル、推古帝ヲ立ル如キハ自己ノ惡ヲ逞フスルニアアルヤ疑ヲ容レスカ、ル奴輩ナルヲ以テ有田真平ハ之ヲ筆誅シタルナリ其筆誅ニ切ナルヨリ遂ニ思ハスモ孱弱云々ノ文字ヲ筆ニ現ハスニ至ル而シテ其文字ノ解釈ハ委曲真平ヨリモ申ス通り上ノ二字ハ牀質ニ関シ下ノ二字即チ無智トハ精神知覺ノナキト云フニアラス左レハ一步ヲ退ケ不敬ナリトスルモ解釈上少シモ不可ナルコトナシ要スルニ尊王愛國ノ精神ヨリ出デ、王室ノ尊榮ト人民ノ幸福トハ兩立セシメサル可ラズト云フニアリ独リ問題ノミナラス其文中ニモ我歷朝ノ天子ニハ大御心ニ富マセラル、云々ノ語アリ何ヲ以テ推古帝御一人ニハ然ラスト云フノ思想アランヤ況ヤ文章ノ法ニ於テモ然ル能ハサルノ勢ナルオヤ退テ真平ノ人ト為リヲ察スルニ温厚沈着ニシテ嘗テ粗暴過激ノ舉動アルコトナシ現ニ北越新聞ニ嚶鳴雜誌ニ投書シテ紙上ニ掲クル所ヲ見ルニ毫モ過激ノ議論アルコトナシ苟クモ文字アリ思慮アル者ガ突然浮デ思慮外ノ言ヲ吐クアラン亦以テ真平ガ今回ノ文ノ大意ヲ知ルニ足ル弁護人ハ是ヨリ更ニ述ントスルコトアリ

時ニ零時二十分ナリ

八月廿二日午前九時開廷判事鈴木政五郎氏有田真平桑田房吉ト呼ヒ昨日申立タル所ノ続キヲ弁論セヨト

弁護人桑田房吉氏曰前日私ヨリ委細陳述シタルハ其脱漏シ若クハ言明シ尽サ、ル所ノ大要ヲ述ン抑被告有田真平カ孱弱無智ノ婦女子

云々ト記シタルモノハ被告カ推古帝ヲ評論シタルニアラスシテ奸賊蘇我馬子ノ思想ヲ藉テ此ニ之ヲ露ハシタルモノナリ若シ被告ガ害意アリ自ラ好テ評シタルナラハ如何ニモ不敬ノ罪アルヘキモ左ハアラスシテ馬子カ心中ニ浮ヘル所ヲ藉リ來ルモノナレハ要スルニ馬子ノ心行キヲ示シタルニ過ス其心行キヲ筆ニ露ハスニ於テ何ノ罪カアル今例ヲ挙ケテ之ヲ証センニ日本外史中頼襄カ論文ニ於テ万乘ノ尊ヲ視ル帝ニ狗豚ノ如キノミナラス云々ノ語アリ是レ頼襄カ至尊ニ向テ恐レ多クモ狗豚ナリト云(平定)ハタルニアラスシテ北条カ無礼ニモ至尊ヲ視ルコト狐豚ノ如クシタリト云ヒテ其暴虐ナルヲ明カニセシナリ又皇朝史略中ニモ青山延宇カ推古ノ朝ヲ論シ制シ易キノ君ヲ立ツ云々ト記シテ憚カラス亦是レ青山カ推古帝ヲ指シ奉リテ云ヘタルニハアラス蘇我馬子カ心得ヲ掲ケタルニ過キ而シテ此日本外史ト云ヒ皇朝史略ト云フ皆世ニ行ハレ而モ世人カ賞讃シテ止マサル所以ノモノハ其通篇ノ大要実ニ王室ノ尊榮ヲ謀ルニアリテ今述ル言辭モ単ニ馬子又北条ノ心行キヲ説明カシタルモノニテ自カラ至尊ニ對シテ不敬ノ言ヲ以テ評シタルニアラス今有田真平カ推古帝ヲ評スルニカノ言ヲ以テシタルハ此頼襄及ヒ青山ノ論法ヲ學ヒタルモノニテ彼レト毫モ徑庭アルコトナシ既ニ然リ彼レハ不問ニ付シ是ハ之ヲ問フ私ハ其意ノ何タルヲ知ラス止タ飽マテ無罪ニシテ些少ノ罪ト為ルノ実ナキヲ知ルノミ終リニ臨ミ私カ昨日来ノ弁スル所ヲ要約スレハ孱弱無智ノ婦女子ノ文字ハ不敬ノ意ヲ含マサルコト當時ノ実況ヲ写サンカ為メニ不知不識記シタルモノニテ毫モ惡意アラサルコト馬子ノ心行キヲ筆シタルモノニテ被告カ自カラ評シタルニアラサルコトノ三点ナ

リ尚ホ述フヘキ時期ニ会セハ更ニ弁論スヘシ

(判) 只今ノ陳述ハ被告ニハ馬子ノ心行キヲ書キタリト云フ弁護カ

(弁) 曰ク然リ

(判) 東漢駒ノ手ヲ藉テ弑シトアルハ形ニ関スルコトカ

(弁) 仰ノ如シ

(判) 孱弱無智云々ハ思想上ヨリ来リタルカ

(弁) 亦是レ仰ノ如シト

(被) 曰ク只今委曲弁護人ヨリ申述タル如シ他ニ私ヨリ申スコトモナケレトモ抑カノ論文ハ王室ノ尊榮ヲ希フニアリテ縷々ノ数千言ハ一点其範圍ノ外ニ出テス又何ヲ以テ審意アリテカノ文ヲ認ムルノ謂ハレアラシヤ又智ナシト云フモ知覚ナシト云フ意ニアラズ先帝即チ崇峻帝ヨリ多少劣ラセ玉フト云フ迄ニテ尋常普通ノ知識ハ固ヨリ有シ玉フトコトハ疑ヲ容ル、ノ限リニアラズ頼山陽ガ著セル日本政記中雄略武烈兩帝ノ評論ニ至テハ随分トモニ太甚シキコトヲ記シ暴虐ノ無道ノト云フコトアリ然ルニ政府之ヲ默許セラルノミナラズ而モ公行シ著者ナル山陽ニハ近頃位記ヲ賜ハリタリ是レ何ゾヤ通篇ノ大意ハ実ニ尊王愛國ニアリテ秋毫ノ不忠ナル心ナク論議ノ是非ハ大要ヲ觀察スルニアリテ細故ヲ問ハサルノ意ニ出ルモノナリ又北川某ノ著セシ日本文明史ニハ神武天皇カ日向ヨリ中国ニ入ラセ玉ヘシ状ヲ記シ一酋長ノ如クニ云ヘ做セリ若シ之ヲ問フトセハ実ニ大不敬罪ナリ何者ハ至尊ヲ称シ奉リテ蛮族ノ如ク呼フアレハナリ是レ政府ノ許シテ問ハサルモノハ一篇ノ大要ヲ採ルニアリ今此等ノ例ト弁護人ノ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

引キ来リタル例トヲ对照シ退テ私ガ認メタル文ヲ顧ミレハ毫モ有罪トハ思ハレズ全篇ノ精神ハ真ニ尊王愛國ニアリ況テヤ其文字ノ解釈ニハ不敬ノ意味ヲ含マサルヲヤ且ツヤ私ハカノ孱弱無智ノ文字ヲ書スル前后ニハ一視同仁ノ御徳ニ富マセラル、ト記シ置ケリ然ルニ中間突然孱弱無智ナド不敬ノ語ヲ用ウルコトヲ得ベキヤ否ヤ文法上ニ於テモアルマジキコトナリ

(判) 曰ク其方が孱弱無智ノ婦女子ノ解釈ト弁護人ノ解トハ違フ所アリ

(被) 曰否ナ違フコトナシ馬子ノ精神ヲ写シテカノ文字ヲ出シタルモノナリ

(判) 然ラハ今一応文字ノ置キ方ニ付解釈ヲ下セ

(被) 崇峻帝ヨリ多少劣ラセ玉フ所ノ推古帝ヲ立タルハ馬子ガ奸悪ヲ逞フセントノ胸算ナレハ其心行キヲ写シテ孱弱云々ト云ヘリ私ガ故造シテ評シタルニアラズ故ニ弁護人ノ申ス所ノ項々ノ徑庭タモナシ

(判) 然ラハ其方が馬子ノ思想ヲ推シテ其方が直チニ推古帝ヲ評シ奉リタルニアラサルノカ

(被) 如何ニモ左様ナリ

(判) 然他レトモノ書籍ニモ見ヘサルモノナレハ其方ハ始メテ其文字ヲ作り出シタルカ

(被) 別段何ノ書冊ニコレアリタルカヲ抛テ以テ書キタルト云フ訳ニアラス

(判) 其方始メテ形容シタルカ

(被) 然り

(判) 左様ナレハ馬子ノ心中ヲ察シ其評語タケハ其方作り出シタルナルヘシ相違ナキカ

(被) 然り仰ノ如シ

(判) 其方が孱弱云々ト信シテ直接ニ推古帝ヲ評シタルニアラスルコトヲ拙者ハ明了ニシ置ネハナラス

(被) 前述ル如クニ相違ナク直接ニ私カ評シタル訳ニアラス

(判) 明了シタルガ文字ノ解釈ハ昨日ノ通りカ

(被) 然り

(同年同月二十五日・同新聞)

志賀広吉氏ノ弁護士稲岡嘉七郎氏云ク檢察官ノ公訴ニ拠レハ志賀広吉モ共犯ナレハ先ツ有田真平ノ草シタル文章ノコトヨリ弁論スベシ凡ソ文ヲ解スルニハ先ツ其大要ヲ觀察セサルヘカラズ故ニ其大要ヲ觀察スレハ其文章ノ果シテ何タルヲ知り得ベシ若シ瑣々文字ニ着眼シ一字一句直チニ取テ之ヲ判スレハ其立稿者ノ意ヲ得ル能ハサルハ論ヲ俟ズ国安ヲ保維スルノ議論モ反テ之ヲ害スト為ス如キノ恐レアラシ一部ハ全局ノ中ニ包含ストノ法語アリ全局ヲ察スルコソ必用ナレ抑有田真平ハ何ヲ目的ト為シ其大要奈辺ニ定メタルカ即チ王室ノ尊榮ヲ保チ人民ノ幸福ヲ進ムルニアリ数千言ノ文字ハ皆此範圍内ニ包含セラル、モノナリ王室ノ尊榮ヲ保ツモノヲハ目シテ国安ヲ害シ又不敬ノ罪アリト為シ得ヘキカ三尺ノ童子モコレナキヲ知ルヘシ若シ一言一語ヲ以テ是非ヲ論セハ文ヲ解スルノ法ヲ誤マルモノト謂

ハサルヘカラス又孱弱無智ノ四字果シテ尊嚴ヲ傷ツケタルモノナルカ元来女子ハ皆是レ孱弱ナルモノニテ而モ其性ナリ故ニ女子ニ冠ムルモ孱弱ノ文字ヲ以テスルハ恰カモ英男子ニ活潑ノ二字ヲ以テスルカ如シ之ヲ約スレハ体質ノ弱シト云フマテニテ左迄意トスルニ足ラス活潑ナル人ハ強健ニ然ラサル女子ハ不活潑也恐レ多クモ推古天皇ハ御女性ニテ在ハスナハレハ自カラ決断力ニモ劣ラセラル、ハ勿論ノコトト察セラル加之當時ハ仏教盛シニ行ハレ馬子ハ其熱信者ノ一人ナレトモ兎角意ノ如クナラサルヨリ弑シ奉リテ己レノ惡意ヲ逞フセリ推古天皇ハ專ハラ之ヲ信シ云フナレハ馬子ハ益ス意ヲ得テ暴虐ヲ為シタリ国史ニモ帝ハ仏ヲ信シ感蕩スト迄記シ置ケリ況テ無智ノ二字モ不敬ナルト云フナシ只尋常普通ノ智識ヲ有シ玉フモ智者ニテハ在ハサスト云フコトナリ是事ハ有田真平及同人ノ弁護士ヨリモ委曲申シ尽シタルハ重複センコトヲ恐レテ略ス而シテ志賀広吉カ仮編輯長ノ位地ニ坐シ専ハラ編輯ノ事ヲ負担シタリシモ昨日ノ五訊問ニ對シテ答弁ニ究シタル程ノ身ナレハ教育薄ク智識少ナシ辺毛教育アル人トハ思ハレスサレハ素ヨリ孱弱云々ノ文字ナルカ將タ然ラサルヤヲ知ルヘキ謂ハレナンシ只有田真平ヨリ投書シタルモノナレハ毫モ不都合ナキト思惟シテ掲ケタルノミ故ニ害意アリテ犯シタルニアラサルハ昭々トシテ明カナリ且ヤ其文字ハ決シテ不敬ノ罪ナキヲ依テ無罪ノ事實アルヲ弁護スト

寺田俊吾氏ノ弁護士長野昌秀氏曰ク私ハ此ニ簡短ニ事實ノ弁護ヲ為サントス檢察官ヨリ今回公訴サレタル事實ノミニテハ未タ罪トナルノ原素アラサルナリカノ新聞紙ノミニテハ是レ現象ニ出タルマテ



ニテ罪ヲ犯スノ悪意アラサルコト是レナリ悪意アリテ之ヲ犯シ而シテ事實ニ現ハル始メテ是レ罪ト為ル故ニ我新刑法ニ於テモ悪意アリテ犯シタルモノニアラサル以上ハ有罪タルノコトナキヲ以テシタリ然(マセ)フハ今被告人ハ悪意アラス秋毫ノ然ルナキヲ以テ見レハ是レ一原素ヲ欠キ未タ罪トナラサルナリ而シテ刑罰ニハ六個ノ資質アリテ懲戒スルヲ以テ主トス其懲戒スル所以ノモノハ即チ害意アリタルヲ懲ラスモノナレハ悪意ノ有無ヲ吟味シテ断スルコト實ニ必用也前申ス如ク被告人コレナキ以上ハ無論無罪タルヘシ其他字ノ解釈及ヒ大要ヲ觀察シテ是非スヘキコト等ハ皆前弁護人ヨリ述ル所ノ如シ

(檢察官) 泉二郎氏曰ク是ヨリ事實ノ弁駁ヲ為サントス抑モ本案ニ最モ緊要ト認ムルハ無智ノ二字ニアリ之ヲ何人ニ加ヘタルカト察スレハ卅四代(マセ)ニ當セラル、推古天皇ナリ被告有田真平ハ昨日來之ヲ解釈シテ智トハ時機ヲ察シテ巧ニ專ヲ勉弁スト云フ意味ニテ無智ト云フモ尋常普通ノ智識ヲ有スル諷ナリト云フモ是レ牽強附會ノ甚シキモノニテ素ヨリ正當ノ言ニアラス左リトモ被告ハ無学ナラ格別ナレトモ先般本職ヨリノ訊問ニ對シテ和漢普通ノ書及ヒ英学ヲモ心得居ル旨答弁シタリ況テ政黨ニ加盟シ其黨員ノ一人ナルコトナレハ要スルニ真平ハ社会ニ在テ上位ニ立ツヘキモノナリ然ルニ無智ノ解釈ヲ下スニ當リテハ頗ル附會ノ言ヲ吐ケリ畢竟通辭タルニ過ス殊更一場ノ演説ト違ヒ文章ハ再三思考シテ始メテ筆ヲ着ルモノナレハ午睡乍チ覺メテ人ト對話スルノ比ニアラス其新聞原稿ノ如キ尤モ奇麗ニ淨写シ置クナレハ亦以テ注意ノ密ナルヲ知ルニ足ル故ニ真平ハ最初ヨリ此文字ノ不当ナルヲ知テ之ヲ録シタルモノナレハ素ヨリ害意ア

リテ評論シタル者ト認定ス前申ス如ク真平ハ政黨員ノ一人ナレハ斯ル事ヲ為シテハ其党ノ全体ニ對シテモ不面目ナルヲ悟ルナラン此等諸種ノ源因(マセ)アルニ単ニ附會ノ説ヲ以テ蔽ハントスルハ不都合千萬ノコトナリ而シテ智トハ強チ機智捷智ナド、ノミ用ウヘキニアラス無智トシ云ヘハ即チ愚蒙ナリ馬鹿ナリト毫モ異ナルコトナシ人誰カ智オカラン大智小智ノ別アルモ一人トシテコレアラサルハナン真平ハ恐レ多クモ推古帝ヲ評シ奉リテ無智ト云フモノハ愚蒙ナリ馬鹿ナリト云フガ如シ是レ不敬ニアラズト云フヲ得ルカ弁護人等ハ頗リニ惡意アラサル旨ヲ陳ズルモ思想部内ノ事ハ神明ナラスンハ知り得難キモノニテ之ヲ種々ニ臆測シテ曲庇スルハ太迷惑ヘルコトナリ且ヤ本人ナル真平ハ過日來道德上ノ罪人タルヲ自白シ居レリ然ハ己レ既ニ一方ニ罪アルヲ甘シスルモノナリ是ヲ他人ガ否ラスト云フモノハ益ス撞着ノ言ヲ吐クモノニハアラサルナキカ又歷史上ノ引証ハ本職ハ一抹ニ付シ去ルベシ刑罰ハ一人ニ限リテ故ナク他人ニ及フモノニアラズ先例アリトテ己レガ罪ヲ遁ル、ノ口実ト為スニ足ラズ尚ホ遺漏アラバ追々論告スベシ

(同年同月廿八日・同新聞)

(弁) 曰ク檢察官ニハ真平ガ罪人タルヲ自白シ居ル如ク云ハレタルハ如何ナルコトカ又歷史上ノ証例ヲ一抹ニ付スルト云ハレタルハ何ナル理由ゾ請フ之ヲ聞カン

(檢) 道德上ノ罪人ト云フコトト文章ニ書キ載セタルコトヲ以テ本職ハ明カニ有罪ナルモノト認定ス弁護人ノ聞キ違ヘナルベシ(記

者云ク此際各弁護人ト檢察官トノ弁論アリタレトモ略ス

(判) 被告人及ヒ弁護人ニハ申立ツルコトナキカ

(被弁) 最早コレナシ

(檢) 然ラハ是ヨリ刑ノ適用ヲ述シ被告ノ一人ナル有田真平ハハ

刑法第十七条ニ依テ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ廿円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加シ第百廿条ニ依テ六月以上二年以下ノ監視ニ附スルノ処断アラシキコトヲ望ム又志賀広吉寺田俊吾ヘノ新聞紙条例第十八条ニ照シ共犯ヲ以テ論ジ有田真平ト同ジク処断シタル上同条例第三十六条ニ依テ印刷器ヲ没収スベシ

(判) 曰ク一同異議ナキカ

(被弁) 皆云ク大ニコレアリ

(被) 有田私ハ昨日来申立ル如ク道徳上不敬ノ文字ニテ其罪人タルカハ知ラザレドモ法律上ノ罪人トハ夢存セサルコトナリ故ニ第百十七条即チ皇室ニ対スル不敬罪ナド、ハ決シテ服スルコト能ハズ

(弁) 桑田氏曰ク文字ノ解釈上ヨリ推シ又<sup>有田真平</sup>ガ惡意アリテ記シタルニアラザルハ既ニ詳細ニ弁述スル所ノ如シ故ニ其無罪ナルハ論ヲ俟ズト雖トモ今仮ニ一步ヲ退キ有罪ト為シタルモ第百十七条ニハ該當セサルモノト信ズ天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為トアルハ現存アラセラル、御方ヲノミ指シタルモノニシテ既ニ御仙遊ナリタル天皇三后皇太子ヲ指シ奉リタルニアラザルナリ蓋シ崩御ナリタル御方ニ対シ恐レ多キコトナガラ不敬ヲ加ヘタリトスルモ實ニ本条ノ問フベキ限リニアラス何ゼナレハ同条ニハ含蓄セサルナリ

(判) 最早ヤ定刻ヲ過キタレハ他ハ明日ニ為セト退庭<sup>(まじ)</sup>ヲ命セラル

時ニ零時五分

八月廿三日午前九時開廷

判事有田真平桑田房吉両氏ヲ呼ビ昨日檢察官ヨリ述ラレタル刑ノ適用ニ対シ陳述シタル続キヲ申述ヨ

(弁護人) 桑田房吉氏云ク昨日未タ説尺サ、リシコトヲ述シ我刑法第十七条ニアル不敬ノ文字ハ仏蘭西刑法ニ於テハ之ヲ三段ニ區別シ羅馬律ニテニ重過失中過失輕過失トアルカ如シ之ヲ日本ニハ総括シテ不敬トハ唱フレトモ今之ヲ分析スレハ重不敬中不敬輕不敬ノ三原素ニ帰スルナルヘシ而シテ当然為スヘキ敬礼ヲ行ハス又ハ他ノ所為ヲ以テ為シタルニツハ第百十七条ノ意味ニシテ人々ノ感覺上ヨリ起ルモノナルヘシ今夫レ孱弱無智ノ婦女女子トアルハ孱弱ト云ヒ婦女女子ト云フモ何モ不可ナルコトナシ之レハ檢察官ヨリモ本案ハ無智ノ文字ニアリト迄言明サレタレハ無智ノ二字ニ付聊カ弁スル所アラシニ試ニ其反對ノ意味ヲ摘拔セン乎有智ト云フコト是レナリ是レ智アリト云フ意義ニテ正成ト云ヒ若クハ家康ト云フ今日一般ニ智者ト云フ尋常一般ノ智ヲ有スルモノヲハ智者トハ云ハサレハ強チ無智トテ之カ榮譽ヲ害シ不敬ト云フ可カラス更ニ例ヲ引キ前言ヲ慥カメンニ君ト云フヨリ寧ロアナタト云フカ鄭重ナルカ如シ字引上ノ議論ハ暫ク擱キ人々ノ感覺上ヨリ推セ七<sup>(まじ)</sup>却テ君ト云フ言ノ丁寧ナルヲ覺フルカ如シ想フニ第百十七条ハ是レ感覺上不敬ヲ加ヒ王室ノ尊榮ヲ傷ケタルモノヲ罰スルモノナレハ無智ト云フモ何モ尊榮ヲ傷ケ無礼ヲ加ヒタルモノニアラス誰モ之ヲ不敬トハ思ハヌコトニテゾアル弁護人ニ於テハ当初カノ文章ヲ通覽シタルモ平生能ク注意スルニモ拘ハラ

ス毫モ心付カサリキ後檢察官ノ公訴アリタルヲ聞キ始メテ左モアルコトノアリシカト思ヒタル程ナリ今日ヨリ熟視スルモ毫モ不敬ナルコトナシ何以テ百十七条ノ違犯者ナリト謂フヲ得ンヤ

(檢察官) 昨日弁護人ハ天皇三后皇太子トアルハ御長逝遊ハサレタル天皇三后皇太子ニ及ハサル如クニ云ヒ做シ今日モ亦縷々ノ弁論アルニ付一言セン智ノ字ノ解ハ最早論告スルニ及ハス而シテ百十七条ハ不敬ヲ加ヘタルモノニテ危害ヲ加ヘタルモノニアラサレハ現在在ハス方ノミヲ指スモノニアラフ只不敬罪トノミアル以上ハ現存セラルト否トハ無論區別スルヲ得ス同条ニ皇陵ニ対スル云々トアルヲ見テモ強チ現存ト否トヲ問ハサルヲ知ルベシ故ニ不敬トアルハ有形ニ対シテ当然為スヘキ敬礼ヲ欠キタルモノヲノミ示スニアラス凡テ先代ノ天皇三后皇太子ノ御神靈ニ向テモ当然ノ敬礼ヲ欠キタルモノアレハ是レ本条ニ含蓄スルハ喋々ノ弁ヲ要セス一応答弁ス

(弁護人) 檢察官ハ只今皇陵ニ対スルコトヲ云ハル、ノカ  
(檢察官) 否ナ單ニ引証シタル迄ナリ

(弁護人) 檢察官ハ帰結ヲ皇陵ニ対シタルコトニ取レタルハ是レ推斷ノ法ヲ誤ラレタルモノナリ何トナレハ百十七条ノ天皇三后皇太子云々ノ証トシテ却テ他ノ説明即チ皇陵ニ対スル説明ヲ為シタルハナリ第十六条ニハ現存ノ天皇ヲ指シ七条ハ然ラスト云フノ理アルナシ法律ノ解釈ハ教条ヲ連帶シテ為スアリ一条ニ就テ解スルモノアリト雖トモ一編一章ノ中ニ前半後半反對ノ意義アルコトナシ然ラハ百十七条ハ先代即チ御仙遊ナリタル御方ヲ明示シタル者ニアラス

(檢察官) 皇陵云々ノ引証ヲ弁護人ニ於テ不当ト云ヘトモ據形ナル御神靈ニ対シテ尚ホ如此ナルコトヲ明示シタルモノナリ他ハ論告スルニ及ハス

(弁護人) 尚ホ熟考ノ上弁スヘシ今ノ論駁ハ服スル能ハス  
(判事) 更ニ志賀広吉並ニ弁護人稲岡嘉七郎ノ二氏ヲ呼ビ陳述スヘキ廉アラハ述ヨト

(弁護人) 曰ク不敬ノ文字ノ解釈ハ既ニ有田真平ノ弁護人ヨリ縷々述タレハ私ハ更ニ不敬犯トハ何ナルモノナルヤヲ明カニセン惡意アリテ不敬ヲ加ヒタルコト及ヒ現存セラル、帝トニ対シタルコトナリ先ツ惡意アリテ為シタルヤ否ヤヲ弁明セン全体真平ハ王室ノ尊崇ヲ保タン為メ蘇我馬子カ專横ヲ責メ併セテ後來ヲ戒シメ之ヲ心ニ思フテカノ論文ヲ筆シタルモノナレハ毫モ害意アリテ為シタルニアラサルヤ明カナリ志賀広吉ハ十分ノ教育ナシ本人既ニ自白スル如ク有田真平ノ投書ナレハ何ノ妨ケナカルヘシト信シテ載セタリト云ヘリ然ラハ第一ノ要点ハ失セリト謂フヘシ第二点ニ於テモ凡ソ法文ヲ解スルニ於テ前条ノ天皇トアルハ古代即チ先帝ニ及ハサルモノトスレハ後条亦然ラサルヲ得ス推古天皇ハ三十四代ニ當ラセラル、ナレバ勿論ニテ法ノ効力ノ及ハサルヤ弁論ヲ俟ス然ラハ第二点モ失セリト謂フヘシ之レヲモ有罪ナリトセハ社会ノ事皆有罪ナリトノ結果アリ太タ危険ナリト謂フヘシ凡ソ源因アリテ始メテ結果アリ有罪ノ源因ナケレハ罰スヘキノ結果ナシ素ヨリ無罪ナリト思ハル

(檢察官) 教育ナシトテ風癩白痴ナリト謂フヲ得ス苟クモ仮編輯人ノ重任ヲ負フ広吉ナレハ弁護ヲ此ニ藉ラントスルハ誤レリト謂フ

ヘシ他ハ無要ナルニ付キ論告ヲ用ヘス<sup>(主文)</sup>

(弁護人) 何モ風癩白痴トハ云ハス又罪ト為ルヘキ原素ナキヲ明カニシタルマテナリ檢察官ノ之ヲ弁セスト云フソハ決シカラヌコトナリ

(檢察官) 安堵ノ為メ只一言セン被告人編輯人ハ四書五経ヲ講読セリト云新聞紙一篇ノ文豈ニ解シ得サルコトアランヤ英人ノ二字ヲ「ドット」ノ上ニ加ヘテ意義ヲ明カニスル程ノ力アレハ素ヨリ無智ナリト云フヘカラス能ク之ヲ知悉スルノ脳力アルモノナレハ新聞紙条例第十八条ニ依リ共犯ヲ以テ論スヘキモノナリ委シキコトハ云ハス

(弁護人) 第十八条ノ的例ハ不当ナリ広吉ノ不学ナルハ社会ノ人之ヲ知り居ルナリ

(同年同月二十九日・同新聞)

寺田俊吾氏ノ弁護人長野昌秀氏云ク (前略) 現今ノ新聞条例ト雖トモ罪ヲ犯ス意ナキノ所為ハ其罪ヲ論セサルハ刑法ト同ク一ナルヘシ今ヤ寺田俊吾ハ常ニ印刷ヲ以テ業トシ既ニ其名ヲ紙末ニ署スル程ナレハ深く学問ヲ修メサルモノナリ故ニ其論文ノ果シテ皇室ニ對シテノ不敬ナルヤ否ヤハ素ヨリ之ヲ吟味スルノ脳力アルコトナシ況ヤ其文字ノ果シテ不敬ナラサルモノニ於テヤ然ラハ被告人ハ一点ノ罪ヲ犯ス意ナキコトハ昭々トシテ火ノ如シ其罪ヲ論スルノ限リニアラス何ヲ以テ条例第十八条ニ照シ共犯ヲモテ論スルヲ得ンヤ又檢察官ヨリハ更ニ第三十六条ニ依テ印刷器ヲ没収スヘント述ラレタル

ガ抑新鴻日日新聞社ニ使用スル印刷器械ハ前持主里村太利ヨリ寺田俊吾カ借受ケタルモノニシテ同人ノ所有ニアラス新聞紙条例ニハ他人ノ所有ニ係ルモノモ悉ク没収スト明文ナキ以上ハ無論没収セララルノ道理ナンシ其借受タル証憑ト為スニ足ルハ里村太利ヘノ免許鑑札並ニ購求ノ際ノ受領証ニ依テ知ルヘシ然ラハ俊吾ノ所有ナラサル他人ノ物權ヲモ没収シ得ラルヘキ筈ナン

(檢) 弁護人ハ死者ニ對シテハ誣妄ナラサル限りハ問ハス云フモ是レ我國体ヲ知ラサルノミナラス百十七条ニハ単ニ不敬ノ所為トアレハ是レ広ク指示シタルモノニテ誣妄ナレハ云々ナド問ハサルモノナリ又印刷器械ノコトナリ是レハ新聞紙条例ニ刑法第二編第一章ノ刑ニ触ル、者ハ印刷器ヲ没収ストアレハ他人ヨリ借受タルト將タ所有ナルトヲ問ハス之ヲ没収スヘキハ当然ノコトト信ス

(弁) 印刷器ハ犯罪ノ用ニ供シタルニアラスシテ止タ間接ノ用ニ供シタル迄ナリ況テ他人ヨリ借受タルモノナレハ没収ノ限リニアラス

(檢) 單一ナル犯罪ナラハ申立ル所ノ如クナレトモカノ新聞紙条例ノ如キハ取締ニ屬スル如キモノナレハ一般ノ例ヲ以テ論スヘカサルモノアリ (以下弁論略ス)

(判) 曰各被告人及ヒ弁護人ニハ申立ルコトナキカ皆曰クナン

(被) 有田私ニ於テモ最早陳述スルコトナシ此上ハ判官閣下ノ一日モ早ク公明ノ宣告アルヲ俟ツアルノミ

(判) 退庭ヲ命ス時二十一時半

裁判言渡書

新潟県佐渡国雑太郡相川大工町  
六十三番地 平民 質營業  
有田 真平

二十五年八月

右被告ニ対シ檢察官ノ公訴アリタル不敬事件遂審理処被告ニ於テ  
明治十六年六月廿日刊行新潟日日新聞第二百二十七号ノ紙上社説欄  
内へ掲載シタル王室ノ尊榮ト人民ノ幸福トハ両立セシメサル可ラ  
スト題シタル論文ハ自カラ起草シ該新聞社へ寄送シタル者ニテ其  
文中ニ孱弱無智ノ婦女子トアルハ人皇三十四代ニ当ラセ玉フ推古  
天皇ヲ指シタル評語ニシテ臣民ノ分トシテ皇上ニ斯ル評語ヲ附セ  
シハ道德上不敬タルヲ免カレサルモ皇徳ヲ傷ツクルノ惡念ヨリ出  
テシモノニ非ス這ハ當時蘇我馬子ナル者大臣ノ職ニ在テ上ニ皇室  
ノ尊榮下モ人民ノ幸福ヲ計ラス私利ヲ營ムヲ事トシ体質ノ孱弱ニ  
シテ機ニ臨ミ巧ニ事ヲ処弁スルノ作用アラセラレサル推古天皇ヲ  
立テ所欲ヲ違フシ忌ムコトナキノ有様ハ実ニ惡ミテモ尚余リアル  
ヲ以テ其姦惡ヲ筆誅センガ為メ知ラス識ラス言ノ不敬ニ該リタル  
モノニシテ故意ニ出テシニ非ラサレバ法律上不敬ノ所為ト云フヲ  
不得ト陳弁スレドモ該文章ハ皆被告ノ心匠ヨリ結構シ来レル者ナ  
レハ其片言隻語モ故意ニ出テタルコト論ヲ俟タス而テ推古天皇ヲ  
指シテ無智ノ婦女子ト称シタル証拠ハ該文章ノ原稿及ヒ之ヲ刊行  
セシ新潟日日新聞紙ニ據リ明確ナルヲ以テ新聞紙条例第十八条ニ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

照シ刑法第一百七条第一項ニ依リ重禁錮十月ニ処シ罰金四十円ヲ  
附加シ刑法第二百十条ニ依リ十月ノ監視ニ付ス

新潟縣罪裁判所ニ於テ檢事補薩山政記立會宣告

明治十六年十二月五日

判事 後藤 幸徳  
書記 福原 鍊平

裁判言渡書

新潟県越後国西蒲原郡小平方村  
平民卯之七弟 新潟区東堀川通  
十番町十四番地 荒物渡世

志賀 広吉

二十七年

右被告ニ対シ檢察官ノ公訴アリタル不敬事件遂審理処被告於テ  
新潟日日新聞編輯長トナリ編輯セル明治十六年六月廿日刊行新  
潟日日新聞第二百二十七号ノ紙上社説欄内ニ掲載シタル王室ノ尊榮  
ト人民ノ幸福トハ両立セシメサル可カラズト題シタル論文ハ新潟  
県佐渡国雑太郡相川大工町有田真平ノ寄送ニ係ルモノニシテ其文  
中ニ人皇三十四代ニ当ラセラレ玉フ推古天皇ヲ指シテ孱弱無智ノ  
婦女子トアレトモ其掲載ノ当時不敬ノ言語タルヲ知ラス今ニ至  
テモ尚其字義ヲ弁知セサル旨申立ルト雖トモ推古天皇ニ対シ無智  
ノ婦女子ト評語シタルハ不敬ノ言語ニシテ之レヲ新聞紙へ掲載シ  
タル証憑ハ有田真平寄送ノ原稿及ヒ之ヲ刊行セル新潟日日新聞ニ

八七 (二〇一七)

抛リ明確ナルヲ以テ仮令其字義ヲ弁知セサルモ到底有罪タルヲ免カレサルニヨリ新聞紙条例第十八条ニ照シ刑法第一百七十条第一項ニ依リ重禁錮十月ニ処シ罰金四十円ヲ附加シ刑法第二百二十条ニ依リ十月ノ監視ニ付ス

但シ犯罪ノ用ニ供シタル論文原稿ハ刑法第四十三条ニ因リ没収ス

新潟縣罪裁判所ニ於テ検事補蔭山政記立会宣告

明治十六年十二月五日

判事 後藤 幸操  
書記 福原 鍊平

裁判言渡書

東京 武蔵国荏原郡南品川駅  
平民昌彦三男 表具師

寺田 俊吾

二十一年十一月

右被告ニ対シ檢察官ノ公訴アリタル不敬事件遂審理処被告於テ新聞日日新聞持主兼印刷人トナリ明治十六年六月廿日刊行新潟日日新聞第百二十七号ノ紙上社説欄へ掲載シタル王室ノ尊栄ト人民ノ幸福トハ兩立セシメサル可ラズト題スル論文ハ新潟県佐渡国雑太郡相川大工町有田真平ノ寄送ニ係ルモノニシテ其中ニ人皇三十四代ニ当ラセ玉フ推古天皇ヲ指シ孱弱無智ノ婦女子トアリタルトモ孱弱トハ体質ノ軟キコトヲ言無智トハ物ノ慮リナキコトヲ云

ヒタル者ニシテ不敬ノ評語タリトハ心得難キ旨申立ルト雖トモ推古天皇ニ対シ無智ノ婦女子ト云ヒタルハ不敬ノ評語ナリト認定ス而シテ之レヲ新聞紙ニ印刷シタル事実ハ有田真平寄送ノ原稿及ヒ之ヲ掲載シタル新潟日日新聞紙ニ抛リ明確ナルヲ以テ新聞紙条例第十八条ニ照ラシ刑法第一百七十条第一項ニ因リ重禁錮十月ニ処シ罰金四十円ヲ附加シ刑法第二百二十条ニ依リ十月ノ監視ニ付ス

但犯罪ノ用ニ供シタル論文原稿ハ刑法第四十三条ニ因リ没収ス

シ印刷器ハ新聞紙条例第三十六条ニ照シ没収ス

証拠トシテ差出置ク証書一通鑑札一葉ハ還付ス

新潟縣罪裁判所ニ於テ検事補蔭山政記立会宣告

明治十六年十二月五日

判事 後藤 幸操  
書記 福原 鍊平

宣 告

新潟県佐渡国雑太郡相川大工町  
平民 質屋業

有田 真平

明治十六年十二月

廿五年八月月

新潟県越後国新潟区東堀前通十番町 平民 荒物渡世

志賀 広吉

明治十六年十二月  
二十七年

東京府武藏国在原郡南品川駅  
平民 表具師

寺田 俊吾

明治十六年十二月  
廿一年十一月

右三名カ被告事件ニ対シ明治十六年十二月五日新瀉輕罪裁判所ニ於テ被告真平ハ明治十六年六月廿日刊行新瀉日日新聞第二百二十七号社説欄内ヘ掲載シタル王室ノ尊崇ト人民ノ幸福トハ両立セシメサル可ラスト題シタル論文ヲ起草シ該社ヘ寄送シ被告広吉ハ該新聞編輯長ニシテ之レヲ掲載シ被告俊吾ハ該新聞持主兼印刷人ニシテ之ヲ印刷シタル者ト認定シ新聞條例第十八条及ヒ刑法第一百七条一項ニ照シ各重禁錮十月ト附加罰金四十円ニ処シ同第二百二十七条ニ依リ十月ノ監視ニ付シ仍ホ広吉俊吾ニ対シ該論文ノ原稿ハ刑法第四百三十三條ニ依リ之ヲ没収シ印刷器ハ新聞條例第三十六條ニ照シ俊吾ヨリ没収スト言渡シタル裁判ヲ不当ナリトシ被告三名ハ上告セリ其要領ハ該論文中箱用セシ孱弱無智ノ四字ハ不敬ニ該ルコトナシ何トナレハ其孱弱ノ二字ハ推古天皇ノ女性ニマシマシテ男性ノ剛健強壯ナルト異ナリ柔軟ナルヲ形容セシモノトナリ又無智トハ唯機ニ投シ巧ニ事ヲ処弁スルノ神智ナント云フ義ニシテ無智感覺ナント云意ニアラス殊ニ推古天皇ヲ主格ニ為シ皇德ヲ不徳ニ評セシコトヲ目的ト為シタルモノニアラス姦賊馬子ヲ筆誅スル

明治十五年刑法施行直後ノ不敬罪事件

ニ在リテ其奸惡ヲ明カナラシメンカ為メ客格ニ箱用シタルモノナレハ也由シ又該文詞ヲ以テ不敬ニ渉ルモノト仮定スルモ刑法第一百七条ニハ該ラサル可シ何トナレハ該条ニ天皇トアルハ同第一百六条ノ意味ト同ク今上天皇耳ヲ稱シ奉ルモノニテ御歷代天皇ヲ包含セシメタル法意ニアラス而シテ被告等ハ今上天皇ニ對シ奉リ不敬ヲ為シタルモノニアラサレハ也況ヤ其御歷代ニ對スルモ更ニ不敬ヲ為サ、ルオヤ然ルヲ原裁判所ハ該四文字ヲ認テ以テ刑法第一百七條一項ノ罪ヲ構造セシモノト判定シタルノミニアラス仍ホ新聞條例第三十六條ハ刑法第四十四條ノ例ニヨリ犯人ノ所有ニ係ル印刷器ヲ没収スヘキ趣旨ナルニ其所有者ニモアラサル被告俊吾ニ對シ之ヲ没収スト言渡シタルハ總テ違法ノ裁判ナルヲ以テ破毀ヲ求ムト云フニ在リ

対手人原裁判所檢事正木昇之助ハ原裁判適當ニシテ上告ノ非理ナル旨答弁セリ大審院於テ專任判事ノ報告ニ因リ被告有田真平代官人岡山兼吉及ヒ立会檢事林三介ノノ弁論ヲ聴キ以テ裁判為スコト左ノ如シ

上告者於テ論文中推古天皇ヲ指シテ孱弱無智ノ婦女子ト記セシハ不敬ニアラス良シヤ之ヲシテ不敬ナリトスルモ今上天皇ニ對シ奉ルモノニアラサレハ刑法第一百七條一項ノ問フ可キモノニアラスト云ヒ仍ホ代官人於テモ神武天皇以來今上天皇ニ至ラセラル、迄御一体ト看做ヘキモノトナスモ其御位ニ對スルト御一身上ニ對スルトハ區別アリテ其御位ニ對スルトハ御一体ト看做スヲ得ヘキモ御一身上ニ對スルトハ是ニ異ナリ而シテ本件ハ推古天皇ノ御

一身上ニ就テ孱弱無智ノ文字ヲ使用セシニ止リ其御位即チ天皇ノ御資格ニ對セシモノニアラサレハ益該法条ノ罪トナルヘキモノニアラサルコト明カナル旨種々論難スルト雖モ其文詞ノ不敬ナルハ勿論其所為ヲシテ該法条ノ支配スヘキハ当然ナリトス何トナレハ孱弱無智ノ婦女子ト称セシハ即チ輕蔑ノ語ニシテ不敬タルコト勿論至尊ノ御歴代タル推古天皇ヲシテ斯ク評スル以上ハ天皇ノ御位ニ對スルト否トニ論ナク自カラ今上天皇ニ對シ奉ル不敬ニ歸スルコト明カナレハ也又其目的ハ蘇我馬子ヲ筆誅スルニ在リテ推古天皇ヲ惡評スルノ意思ナキ旨主張スレトモ已ニ原裁判所於テ故意ニ不敬ヲ行フモノト認メシ以上ハ姦ニ之レヲ争ヒ得ヘキ限リニアラス又代言人於テ原判文ハ不敬罪ヲ構造スルニ欠ク可カラサルノ要件即チ不敬ヲ為スノ意志アリシ理由ヲ明示セサルハ事實ノ理由ヲ欠クモノナリト喋々スレトモ該判文中「知ラス識ラス言語ノ不敬ニ涉リタルモノニシテ故意ニ出テシニ非ラサレハ法律上不敬ノ所為ト云ヲ不得ト陳弁スレトモ該文章ハ皆被告ノ心匠ヨリ結構シ來レルモノナレハ其片言双語モ故意ニ出タルコト論ヲ俟タス」ト明示アルヲ以テ觀レハ其意志アリシモノト認メシコト灼明ニシテ更ニ其理由ノ虧欠ナシ又被告俊吾於テ他ヨリ借用セシ印刷器ヲ没収シタルハ刑法第四十四条ニ背反セシ耳ナラス良シ之ヲ没収シ可キモノト為スモ其所有者タル里村太利ニ對シテ言渡スヘキ筈ナルニ被告ニ對シテ之レヲ言渡セシハ不法ナル旨論難スレトモ其所分ハ決テ不法ナリト云ヲ得ス何トナレハ刑法第四十三条ニ「但法律規則ニ於テ別ニ没収ノ例ヲ定メタル者ハ各其法律規則ニ從フ」トア

リテ刑法總則ノ没収刑ヲ適用スヘキモノニアラサルコトヲ示シ而テ原裁判所カ該器械ヲ没収セシハ即チ其特例法タル新聞條例第三十六條ニ依リシモノナレハ其所有者ノ何人タルニ論ナク現存者タル被告ニ對シテ之ヲ没収スヘキモノナレハ也其他種々弁難アリト雖モ要スルニ前頭趣旨ノ擴張ニ止リ敢テ必要ト認メ得ヘキモノナキヲ以テ逐一姦ニ弁明ヲ下サス  
右ノ理由ニシテ本案上告ハ渾テ相立サルニ付治罪法第四百二十七條ニ則リ之ヲ棄却スルモノ也

大審院於テ檢事林三介立会宣告ス

明治十七年七月九日

|     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 裁判長 | 判事 | 荒木 | 博臣 |
| 專任  | 判事 | 武久 | 昌孚 |
|     | 判事 | 谷津 | 春三 |
|     | 判事 | 兵頭 | 正懿 |
|     | 判事 | 岡村 | 輝彦 |
| 書記  |    | 山本 | 信善 |

○小松涉事件

明治十六年十一月七日、東京淺草井生村樓の演説会で、東京横浜毎日新聞社員小松涉が、「二柄策」<sup>(1)</sup>と題して行つた演説の内容が、不敬罪に問われた事件である。

同年十一月八日・東京横浜毎日新聞は、その演説会の模様を、次のごとく報道している。



昨日、浅草井生村樓に開かれたる東京政談演説会に於て、第一席の小松渉の二柄論と云へる演説は、集会条例に抵触する廉ありて中止解散を命ぜられ、尚ほ右演説に付き取調の義ありとて、同氏は直に猿屋町警察署に拘引せられたり。

その後一カ月を経た十二月四日、東京輕罪裁判所の公判が開かれた。予審が行われたか否かは不明である。演説による他の不敬罪事件の例をみると、検事が予審に廻す場合と、それを省略して直に公判を請求する場合とがあるので、いずれとも推測できない。この公判については、十二月五日、東京横浜毎日新聞が、次のごとく報じている。

弊社の小松渉は、久しく鍛冶橋監獄署へ拘留せられ居りしが、昨日を以て東京輕罪裁判所に於て、応当判事の主任にて公判を開かれ、井生村樓の演説は刑法に抵触せしものなりとて、種々弁論の末、村井検事は刑法第十七条を以て罰せられ度旨申述へられしが、判事は追々宣告すべしとて同日は閉廷せられたり。

判決の言渡は、翌五日に行なわれたが、十二月六日・同新聞は、次のごとく述べている。

前号の紙上へ追々宣告すべしとて閉廷せられたりと掲けたる弊社の小松渉は、過日、井生村樓の演説は、刑法百十七条(前号に百の字脱す)の天皇陛下に對し奉り不敬の言語を吐露せしものなりとて、昨日を以て重禁錮八ヶ月に処し、罰金三十円監視八ヶ月を附加する旨宣告せられ、依て早速右の宣告状の謄写を該裁判所へ願出たるも、昨日は聞届けられざりし。尚、渉は右の裁判を不

当として上告するやに漏聞せり。

これらの記事により、小松事件に對する東京輕罪裁判所の判決言渡は、十六年十二月五日、担当裁判長は判事(4)立会檢察官は(5)検事補村井一英、量刑は重禁錮八ヶ月罰金三十円監視八ヶ月であつたことはわかるが、小松演説のどんな個所が「不敬ノ所為」とみなされたかは不明である。この小松事件の判決を報道した新聞は、他にもすくなくないが、いずれも量刑だけを述べており、演説の具体的内容にふれたものは、私の知る限りではみあたらない。十二月六日・前掲東京横浜毎日新聞には、「右の宣告状の謄写を該裁判所へ願出たるも、昨日は聞届けられざりしとあるが、その後、同新聞は小松事件第一審判決書を、遂に紙上には掲載しなかつた。他の新聞も、私の知る限りにおいては、また同様である。現在の東京地方檢察庁には、戦災のため、当時の判決正本は一切保管されていない。したがつて、現在、小松事件の判決書を見ることは、まず絶望とみていい。それがため、不敬罪を適用された小松演説の内容は、その要旨すらも知ることは不可能である。

ただ、明治十六年十二月二十四日、東京日日新聞の社説「人心ヲ矯正スベシ」は、不敬罪の統免を慨嘆した一文であるが、その中で小松事件に言及し「東京横浜毎日新聞ノ社員小松渉ハ、去ル頃、井生村樓ノ演説ニ於テ、後醍醐天皇ニ不敬ヲ加ヘ奉リ、延テ今上天皇ニ及ボシケルトカ」と述べているが、これだけが、小松演説の内容の文字通り片鱗を仄示する唯一の記事である。小松は何か南北朝関係のことを述べたのかも知れない。有田事件を契機として、刑法第

一七条を、古代の天皇への「不敬ノ所為」にも適用すべきや否やの問題が新聞紙上をさわがしたことは、すでに述べた。<sup>(8)</sup>その際、数度にわたる社説で不適用論を主張したのは東京横浜毎日新聞であったが、その社員が、そうした古代の天皇への「不敬ノ所為」で不敬罪に問われたとするならば、偶然のこととはいえ、寔に皮肉な結果であつたといえよう。

また、十二月六日・前掲東京横浜毎日新聞の記事によると、小松は上告するように述べているが、実際には上告せず、彼は第一審判決に服罪、八カ月の刑期を終えて出獄した。このことは、翌十七年八月五日・同新聞の次の記事によつて判明する。

曩に浅草井生村樓の演説会に於て、不敬犯に依り重懲錮八カ月罰金三十円に処し監視八カ月を附加せられたる旧嚶鳴社員小松涉氏は、八ヶ月の刑期満ちて去る一日、恙がなく出獄されたるが、尚目今監視中なり。

小松涉の事件前後の経歴につき、私は全く知るところがない。大方の御教示を乞う次第である。

- (1) 明治十六年十一月六日・郵便報知新聞および東京横浜毎日新聞に掲載されている演説会の予告記事では、小松の演題は「二柄策」となっているが、後に本文に引用する十一月八日、東京横浜毎日新聞の記事では「二柄論」となっている。いずれが正しいのかわからない。
- (2) 例えは本稿・伊藤金次郎事件・本誌第四四卷九号・七一頁参照。
- (3) 例えは本稿・森田馬太郎事件・本誌第四四卷七号七五頁参照。
- (4) 明治十七年不詳「官員録」・一七九枚裏。
- (5) 前掲書・一八〇枚表。

(6) 例えは、明治十六年十二月六日・朝野新聞、時事新報、東京日日新聞、郵便報知新聞、同年十二月九日・東海新聞、同年十二月十一日新潟新聞などの記事は、いずれも本文に引用した東京横浜毎日新聞のそれと大同小異である。

(7) この記事は組みちがいがあり、翌十二月二十五日に訂正記事を掲載している。本文に引用の文章は、その訂正済のものによる。

(8) 本稿・有田真平、志賀広吉、寺田俊吾事件・本誌六三頁参照。

(9) 明治十六年十二月五日に判決言渡があり、刑の執行は翌六日から開始された筈であるが、八カ月の刑期満了が翌十七年七月三十一日であった理由は、刑期の一カ月は三十日を以て計算、放免の日は刑期に算入しないためである(明治十五年刑法第四九条)。